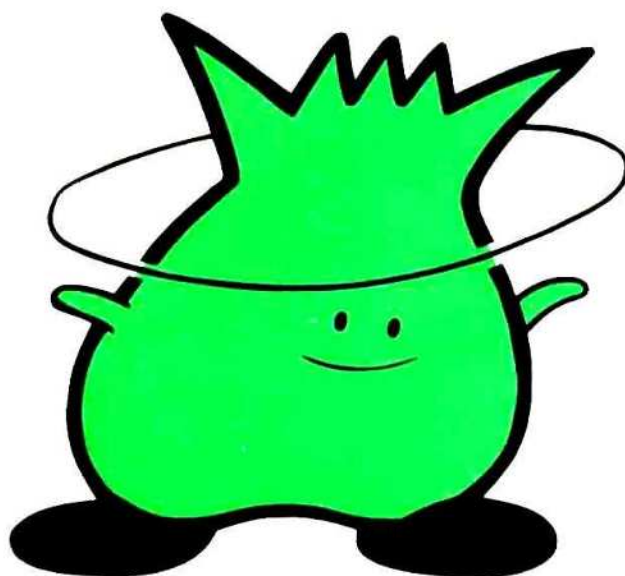


碧南市環境衛生事業概要

令和7年度



碧南市経済環境部環境課

目 次

1	碧南市のあらまし	1
(1)	沿 革	1
(2)	市 勢	1
2	組織等	2
(1)	経済環境部環境課組織及び事務分掌	2
(2)	職員の状況	3
3	事務所等施設の概要	4
(1)	事務所	4
(2)	一般廃棄物最終処分場	4
(3)	保有車両等	5
4	衣浦衛生組合施設の概要	6
(1)	事務所及びごみ処理施設（クリーンセンター衣浦）	6
(2)	し尿処理施設（衛生センター）	6
(3)	火葬場（衣浦斎園）	7
(4)	リサイクルプラザ	8
(5)	サン・ビレッジ衣浦	9
5	令和7年度予算・令和6年度決算	10
6	ごみ処理・収集	11
(1)	ごみ処理の歴史	11
(2)	収集処理体系	14
ア	分別収集	14
(ア)	体系図	14
(イ)	収集処理	15
イ	収集業者及び処分許可業者	20
ウ	ごみ収集量・排出量	21
(ア)	市年度別ごみ排出量	22
(イ)	一般廃棄物最終処分場受入状況	23
(3)	年次別処理経費と1人当たり処理経費	24
(4)	ごみの排出抑制の推進	25
ア	ごみの排出抑制	25
(ア)	コンポスト容器・ごみ処理機による減量化と購入費補助制度	25

(イ) 生ごみ堆肥化モデル事業	2 6
(ウ) EMボカシによる減量化と無料配布制度	2 6
(エ) 資源回収報奨金制度と回収量	2 6
(5) し尿及び生活排水処理計画	2 9
ア し尿・汚泥の処理計画	2 9
(ア) 収集運搬計画	2 9
(イ) 中間処理計画	2 9
イ 浄化槽の普及	3 0
(ア) 浄化槽設置費補助計画	3 0
(イ) 浄化槽設置費補助状況	3 1
7 環境美化及び防疫	3 2
(1) 環境美化活動	3 2
ア 空き缶等のごみ散乱防止事業	3 2
(ア) 春の清掃週間	3 2
(イ) クリンピーときれいな街づくり事業	3 2
(ウ) 不法投棄ごみの監視等	3 2
(エ) 看板の配布	3 2
(オ) カラス避けネットの配布	3 2
(2) 防疫事業	3 3
ア 空き地保全事業	3 3
イ 屋内・屋外消毒と側溝消毒事業	3 3
ウ 狂犬病対策事業	3 4
(ア) 狂犬病予防法に基づく予防注射の実施	3 4
(イ) 飼い犬の登録、飼えなくなった犬及び捕獲犬の処理	3 4
エ 地域猫不妊・去勢手術費補助事業	3 5
令和7年度一般廃棄物処理実施計画	3 6

碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	4 4
碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則	4 9
碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例	5 6
碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例施行規則	5 8
碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則	5 9
碧南市資源回収推進報奨金交付規程	6 4
碧南市生ごみたい肥化容器等購入費補助金の交付等に関する規程	6 7
碧南市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付規程	7 0
令和7年度クリーンピーのごみカレンダー	7 3

1 碧南市のあらまし

(1) 沿革

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から40Km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、地形的には標高約10m強の碧海台地と矢作川沖積地からなる平坦地です。

昭和23年、新川・大浜・棚尾・旭の4か町村が合併し、愛知県で第10番目の市となりました。そして、昭和30年には明治村大字西端を合併。昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けた後は、臨海工業地域としてめざましい発展を続けています。

温暖な気候と風土に恵まれ、窯業、鋳物、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく存在し、さらには、商業、農業、漁業とも調和のとれた産業構造となっています。

(2) 市 勢

市 制： 昭和23年 4月 5日

位 置： 北緯 34度53分05秒

東経 136度59分37秒

海拔 6.9m

市 域： 東西 8km、南北 12km

面 積： 36.12km²

市の木： カシ

市の花： ハナショウブ

人 口： 72,111人（人口・世帯数＝令和7年3月31日現在）

（男）37,112人

（女）34,999人

世 帯： 30,669世帯

市役所所在地：碧南市松本町28番地 TEL 0566-41-3311

2 組織等

(1) 経済環境部環境課組織及び事務分掌

ア ごみ減量係

- (ア) 一般廃棄物の総合的处理計画に関すること。
- (イ) ごみの減量に関すること。
- (ウ) 資源の再利用に関すること。
- (エ) ごみ減量意識の普及及び啓蒙に関すること。
- (オ) 廃棄物処理業及びし尿浄化槽清掃業に関すること。
- (カ) そ族及びこん虫の駆除に関すること。
- (キ) 犬の登録に関すること。
- (ク) 地域猫に関すること
- (ケ) 一般廃棄物の収集及び運搬に関すること。
- (コ) 一般廃棄物埋立処理場に関すること。
- (サ) 衣浦衛生組合との連絡調整に関すること。
- (シ) 課内の他の係に属しないこと。

イ 環境保全係

- (ア) 環境対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (イ) 環境基本計画の推進に関すること。
- (ウ) 地球温暖化対策の推進に関すること。
- (エ) 環境保全に係る調査、指導及び規制に関すること。
- (オ) 公害に係る苦情処理に関すること。
- (カ) 鳥獣に関すること。
- (キ) 専用水道、簡易専用水道等に関すること。
- (ク) 空き地保全指導に関すること。
- (ケ) 墓地に関すること。
- (コ) 一般財団法人衣浦ポートアイランド環境事業センターとの連絡調整に関すること。

(2) 職員の状況

【担当別・職階別構成】

単位：人

所 属	課総括	ごみ減量係	環境保全係	計
課 長	1			1
課長補佐			1	1
係 長		1		1
主 査			2	2
主 事		3		3
会計年度 任用職員		1		1
計	1	5	3	9

令和7年 4月 1日現在

3 事務所等施設の概要

(1) 事 務 所

ア 本庁事務所（課長・ごみ減量係・環境保全係）

碧南市松本町 2 8 番地 TEL 0566-41-3311 FAX 0566-48-2940
e-mail:kankyoka@city.hekinan.lg.jp

イ 塩浜事務所（ごみ減量係）

碧南市塩浜町 2 丁目 2 番地 TEL 0566-45-2171 FAX 0566-45-2170

〈施設の内容〉

施設名	建物面積
運転手等詰所及び作業場	鉄骨 2 階建 1 階 181.64 平方メートル 2 階 165.36 平方メートル
事 務 所	木造平屋建 69.56 平方メートル
車 庫	鉄骨 3 棟延 334.40 平方メートル
倉 庫	プレハブ平屋建 80.23 平方メートル

(2) 一般廃棄物最終処分場（西端最終処分場）

ア 所 在 地 碧南市平山町 2 丁目 4 5 番地 2

イ 竣 工 年 月 昭和 6 2 年 3 月

ウ 敷 地 面 積 1 3, 0 0 0 平方メートル

エ 埋 立 面 積 1 0, 1 9 7 平方メートル

オ 埋 立 容 量 4 1, 4 4 3 立方メートル

カ 処 理 方 式 サンドイッチ方式

キ 浸出水処理施設 管理型最終処分場

(3) 保有車両等

ア 保有車両

	車 名	種別・用途	燃料	登録年月日	種 類	最大積量 (単位: kg)	保管場所
1	ダイハツ	軽自 貨物	ガソリン	平成19年 6月	キャブオーバ	350	塩浜事務所
2	トヨタ	小型 貨物	ガソリン	平成20年 3月	プロボックス	400	本庁
3	マツダ	普通 貨物	軽油	平成19年 7月	パワーゲート	1,900	塩浜事務所

イ 保有機器等

機器の名称	数量(台)	用 途
噴霧器	2	屋内及び被災地消毒用
草刈機	38	空き地保全用(個人・自治会への貸出)
ジョロ	68	屋内及び側溝消毒用(自治会への貸出)

令和7年4月1日現在

4 衣浦衛生組合施設の概要（構成市：碧南市・高浜市）

(1) 事務所及びごみ処理施設（クリーンセンター衣浦）

ア 所在地 碧南市広見町1丁目1番地1
 イ 竣工年月日 平成 7年 9月30日
 ウ 敷地面積 21,985.4平方メートル
 エ 建築面積 4,882.3平方メートル
 オ 延床面積 11,867.3平方メートル
 〈内訳〉

区 分	建築面積 (平方メートル)	延床面積 (平方メートル)
管理棟	488.4	914.1
工場棟	3,972.8	10,530.7
計量棟	72.4	72.4
車庫棟	75.4	75.4
連絡通路	99.1	114.1
自動洗車場	16.0	16.0
ポンプ室	19.7	19.7
自転車置場	13.0	13.0
資源ごみ分別棟	125.5	111.9

カ 建設事業費 9,766,151千円
 キ 処理能力 ・焼却炉 190トン／日（95トン／日×2基）
 ・破砕機 40トン／5時間（1基）

(2) し尿処理施設（衛生センター）

ア 所在地 碧南市丸山町1丁目14番地
 イ 竣工年月日 衛生センター建設 昭和58年10月30日
 下水放流施設改造工事 平成25年 1月31日
 ウ 敷地面積 17,892.0平方メートル
 エ 建築面積 2,986.1平方メートル
 既設 2,960.0平方メートル
 増設 26.1平方メートル
 オ 延床面積 4,021.0平方メートル

〈内訳〉

単位：平方メートル

区 分	建築面積	延床面積	水槽面積
管理棟	2 3 5. 0	4 2 1. 9	—
処理棟	2, 2 5 3. 9	2, 9 8 4. 1	6 7 8. 7
車庫棟	8 1. 7	8 1. 8	—
自転車置き場	9. 3	9. 3	—
トラックスケール	2 6. 1	2 6. 1	—
発砲保管施設	2 6 0. 1	2 6 0. 1	
倉庫	1 2 0. 0	2 3 7. 7	

カ 建設事業費 1, 8 2 0, 0 0 0 千円

改造事業費 9 0 6, 1 0 8 千円

キ 処 理 方 式 直接脱水＋希釈下水放流

ク 処 理 能 力 1 1 0 キロリットル／日

(生し尿：1 5 キロリットル／日、汚泥：9 5 キロリットル／日)

(3) 火葬場（衣浦斎園）

ア 所 在 地 碧南市大坪町3丁目35番地

イ 竣工年月日 火葬棟等 昭和58年 3月31日

待合棟 昭和59年 4月 1日

第2駐車場 平成 6年 9月20日

待合棟増改修 平成22年 1月29日

ウ 敷地面積 7, 7 6 2. 9 平方メートル

エ 建築面積 1, 6 0 6. 2 平方メートル

オ 延床面積 2, 0 7 0. 6 平方メートル

〈内訳〉

単位：平方メートル

区 分	1 階	2 階	延床面積
火葬棟	6 3 4. 3	6 8. 9	7 0 3. 2
待合・斎場棟	6 2 4. 2	5 2 8. 0	1, 1 5 2. 2
渡り棟	5 8. 2	5 6. 1	1 1 4. 3
エレベーター棟	1 1. 5	1 1. 4	2 2. 9
車庫棟	7 2. 0	—	7 2. 0
残灰棟	6. 0	—	6. 0

カ 建設事業費 1, 1 8 4, 1 9 6 千円

キ 火 葬 炉（燃料：白灯油使用）

◎人体炉（6基） ・ 炉型式 台車式寝棺炉標準型
・ 形 態 角形2段燃焼式単独型

◎動物炉（1基） ・ 炉型式 2段式直上再燃炉付角形炉

(4) リサイクルプラザ

ア 所 在 地 高浜市論地町4丁目7番地17

イ 竣工年月日 平成 9年 3月15日

ウ オープン記念日 平成 9年 6月 7日

エ 敷地面積 2,032.6平方メートル

オ 建築面積 582.7平方メートル

カ 処理能力 5トン／日

○展示棟面積 557.7平方メートル

主な施設の面積

施 設 名	延床面積(平方メートル)	施 設 用 途
選別室	35.8	搬入された粗大ごみの中から再利用可能なものを選別する
修繕室	88.6	選別された再利用可能物品の小修理や汚れ落としを行う
保管室	92.1	小修理や汚れ落としの終了した物品を展示まで一時保管する
展示室 コーナー	175.4	修理等され再利用可能となった物品の展示、販売 個人が持ち込んだ物品の展示及び販売を行う
研修室(会議室)	48.2	各種講座、会議等に利用
情報コーナー	30.0	不用品交換情報の提供
事務室	12.5	
合 計	482.6	

○廃蛍光管破碎棟 25.0平方メートル

蛍光管処理能力 2,000本／時間

キ 建設事業費 総事業費 153,869千円

建設工事費 150,698千円

廃蛍光管破碎機更新 3,171千円

(5) サン・ビレッジ衣浦

ア 所在地 碧南市広見町1丁目19番地1
 イ 竣工年月日 温水プール 平成11年 9月22日
 浴 場 平成11年 9月30日
 ウ オープン記念日 平成11年11月 5日
 エ 敷地面積 6,055.0平方メートル
 オ 建築面積 2,337.9平方メートル

〈内訳〉

単位：平方メートル

区 分	建 築 面 積	延 床 面 積
温水プール	1,717.0	2,084.3
浴 場	620.9	780.0
計	2,337.9	2,864.3

カ 主な施設、設備

温水プール プール室（25mプール×5コース、幅広スライダー、こども用プール、幼児用プール、ジャグジー）、採暖室、軽運動室、医務・監視室、身障者用更衣室、事務室、男子・女子更衣室（各ロッカー150個）、機械室
 浴 場 男子・女子浴室（サウナ、水風呂、カルシウム人工温泉、寝湯、白湯、足つぼの湯、露天風呂）、男子・女子脱衣室（各ロッカー96個）、和室（24畳）、機械室
 駐 車 場 75台（障害者用3台含む）

キ 建設事業費 総事業費 1,143,879千円
 建設工事費 1,131,165千円
 駐車場増設費 12,714千円

ク 所有形態 浴場部分は、衣浦衛生組合
 プール部分は、平成15年 9月より衣浦衛生組合
 （それ以前は雇用・能力開発機構）

5 令和7年度予算・令和6年度決算

歳 入

単位：円

科 目	説 明	令和7年度 予 算 額	令和6年度 決 算 額
13-2 手数料	一般廃棄物処理業許可手数料 ごみ処理手数料 犬の登録等手数料	96,000 13,510,000 2,885,000	10,000 12,216,150 2,817,400
14 国庫補助金	浄化槽設置整備費補助金	288,000	0
15 県補助金	浄化槽設置整備費補助金	100,000	0
20-4 雑入	分別収集資源売却代 燃やすことのできるごみ袋広告料 廃棄物処理方式等調査検討事業高浜市負担金 塩浜事務所太陽光発電電気売却代 資源ごみステーション拾得金	13,128,000 800,000 3,918,000 0 0	13,919,089 800,000 - 1,670 7,500
合 計		34,725,000	29,771,809

歳 出 （4款 衛生費）

単位：円

項 目	令和7年度予算	令和6年度決算
1 項 6 目 環境衛生費	66,756,000	66,383,478
クリンピー実施事業	785,000	760,320
衣浦衛生組合（斎園）運営事業	62,353,000	62,070,000
狂犬病予防事業	1,297,000	1,457,266
環境美化事業	1,057,000	1,113,892
浄化槽設置整備事業	864,000	462,000
地域猫不妊・去勢手術費補助事業	400,000	520,000
2 項 清掃費	1,751,046,000	1,750,468,470
1 目 清掃総務費	1,215,639,000	1,235,698,826
人件費	52,348,000	51,177,425
清掃事務管理事業	1,308,000	709,790
塩浜事務所維持管理事業	1,330,000	983,607
塩浜事務所整備事業	13,100,000	35,791,835
衣浦衛生組合（清掃）運営事業	1,133,041,000	1,143,210,000
ごみ減量化対策事業	4,824,000	3,826,169
廃棄物処理方式等調査検討事業	9,688,000	-
2 目 じんかい処理費	535,407,000	514,769,644
最終処分場維持管理事業	27,823,000	28,725,177
分別収集事業	86,036,000	81,101,311
回収運搬業務委託事業	421,548,000	404,943,156

6 ごみ処理・収集

(1) ごみ処理の歴史

時 期	事 業 内 容
昭和 23 年 4 月	市制施行 ほとんどの家庭で自家処理
28 年 5 月	市営焼却処分場完成（焼却能力：10 t／24 H）
5 月	オート三輪車（2 台）による定期収集開始
37 年 4 月	衣浦衛生組合設立 し尿処理を組合で実施
41 年 11 月	ごみ処理を衣浦衛生組合で実施
42 年 7 月	衣浦衛生組合にごみ焼却炉完成（焼却能力：50 t／8 H）
44 年 4 月	ダストボックス方式でのごみ収集開始
48 年 10 月	衣浦衛生組合に連続燃焼焼却施設 1 号炉完成（焼却能力：90 t／24 H）
53 年 4 月	回転式破砕機完成（破砕能力：40 t／5 H 1 基）
55 年 11 月	空き缶拾い運動スタート（教育委員会主管）
12 月	衣浦衛生組合に連続燃焼焼却施設 2 号炉完成（焼却能力：90 t／24 H）
59 年 7 月	生ごみ堆肥化促進事業：コンポスト購入費補助制度開始
61 年 4 月	廃乾電池回収事業開始（市内公共施設に回収箱設置）
62 年 9 月	碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場受入開始
平成 3 年 4 月	資源回収報奨金制度開始
6 月	空き缶回収機「くうかん鳥」の設置（市民図書館）
10 月	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が抜本改正される 「再生資源の利用促進に関する法律（リサイクル法）」施行
4 年 10 月	牛乳パック回収開始（各公民館）
5 年 3 月	空き缶回収機「くうかん鳥」の設置（南部市民プラザ）
9 月	新ごみ処理方法の検討に係る調査・分析及び基本構想作成
6 年 3 月	碧南市ごみ処理基本計画策定
6 月	EMボカシ無料配布制度開始
8 月	環境基本法施行
	ごみ分別収集モデル地区住民説明会開催 （西端地区の各町内会単位で 20 回開催）
10 月	西端地区をモデル地区として分別収集開始
7 年 2 月	碧南市ごみ減量実施計画策定
	空き缶回収機「くうかん鳥」の設置（農業者コミュニティセンター）
6 月	ごみ分別収集北部地区説明会開催（73 回開催）
8 月	北部地区で分別収集開始
9～10 月	ごみ分別収集南部地区説明会開催（56 回開催）
10 月	衣浦衛生組合の新ごみ処理施設クリーンセンター衣浦竣工 クリーンセンター衣浦にフロン回収機設置
12 月	市全域で分別収集開始（ダストボックス撤去）
8 年 4 月	碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例施行
8 月	生ごみ堆肥化促進事業：生ごみ処理機購入費補助開始
	分別指導員制度開始
10 月	厚生省より「クリーン・リサイクルタウン」に選定される
11 月	空き缶等ごみ散乱防止「第 1 回クリンピーときれいな街づくり」事業実施（S55.11 空き缶拾い運動の継承）
9 年 4 月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の本格施行（ガラス製容器、ペットボトルに再商品化義務）
6 月	衣浦衛生組合「リサイクルプラザ」オープン
	ダイオキシン対策のため、ドラム缶・ペール缶製の簡易焼却炉無料配布廃止
9 年 10 月	碧南市シルバー人材センターによる粗大ごみ有料収集開始

10年	4月	資源ごみ分別種類の変更(酢のびんの追加、金属類とその他分別できないものを合わせる。) 市内公共施設での廃乾電池及び牛乳パックの回収終了 空き缶回収機「くうかん鳥」の廃止
	6月	空き缶回収機「くうかん鳥」の全部撤去
11年	3月	満2歳未満児及び8人以上世帯への指定袋月当たり2枚の加算を開始 紙オムツ使用者のいる世帯に当該紙オムツ使用者1人につき指定袋年間最大50枚配布開始
11年	7月	指定袋の年間120枚を超えて排出する者へ1枚につき100円で販売
12年	4月	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）の完全施行（プラスチック製、紙製容器包装に再商品化義務） 循環型社会形成推進基本法の施行
13年	1月	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の改正施行
	4月	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）の施行 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の施行 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の施行
	5月	焼却灰と酢のびんを廃止、乾電池・ライターを分離 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の施行
	12月	生ごみ堆肥化モデル事業開始
14年	5月	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設資材リサイクル法）の施行
16年	4月	市全域燃やすことのできるごみ及び粗大ごみ民間委託収集となる 生ごみ堆肥化使用による農作物栽培実証試験開始
19年	1月	新聞紙と折込みチラシを統一
20年	12月	塩浜事務所にて資源ごみの特別搬入受付を開始
21年	3月	一般廃棄物処理基本計画策定
22年	2月	市内協力店舗（14店）によるレジ袋無料配布中止
22年	3月	生ごみ堆肥化モデル事業の中止 衛生委員設置規則の廃止
22年	10月	燃やすことのできるごみの袋の形状をレジ袋タイプに変更
23年	10月	雑誌とその他雑がみを統一
24年	7月	燃やすことのできるごみ袋への広告掲載開始
25	3月	災害時における廃棄物の収集運搬等の協力に関する協定を締結 災害時におけるし尿の収集運搬等の協力に関する協定を締結
25年	4月	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の施行、パソコンを粗大ごみとして回収開始 燃やすことのできるごみの袋配布枚数120枚から80枚の変更に伴い売価変更、30Lタイプの新設、加算配布制度の変更 スチール缶とその他缶、一升びんとビールびん、青・緑のびんと黒色のびんを統一 碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場一般搬入終了 春の清掃週間及び一斉清掃の日実施
	8月	燃やすことのできるごみ袋の販売店での取扱開始
	10月	中山地区で資源ごみステーション立ち当番廃止
26年	5月	災害時における廃棄物の処理等に関する協定を一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（現：愛知県産業資源循環協会）と締結
	6月	剪定枝チップ化実証実験開始
27年	11月	「クリンピーときれいな街づくり」事業実行委員会要綱の廃止
28年	12月	ごみの分別辞典をホームページに掲載

30年 3月	一般廃棄物処理基本計画を改定
30年 4月	布類を紐でしばる以外に袋による回収開始 道場山地区で資源ごみステーション立ち当番廃止 災害廃棄物処理計画を策定
31年 3月	
令和3年 8月	
令和4年 4月	小型家電の宅配回収に関する協定締結（リネットジャパン株式会社） 資源ごみステーションにおける地区立当番を廃止し、分別指導員を配置 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
令和5年 3月	スプレー缶の穴あけを不要としスプレー缶として収集を開始
令和5年 4月	粗大ごみステーションにてスプリング入りマットレスを解体不要で収集開始 資源ごみステーション・粗大ごみステーションにおいて避難情報の発令による中止を加えた
令和6年 7月	リユースを推進する施策として協定締結（株式会社マーケットエンタープライズ）

※ **太字は、分別収集に関する事項**

ア 蛍光管破碎による水銀の回収：平成9年4月から、衣浦衛生組合・リサイクルプラザ内の蛍光管破碎機による破碎後、専門業者に送り、水銀の回収がされることとなった。

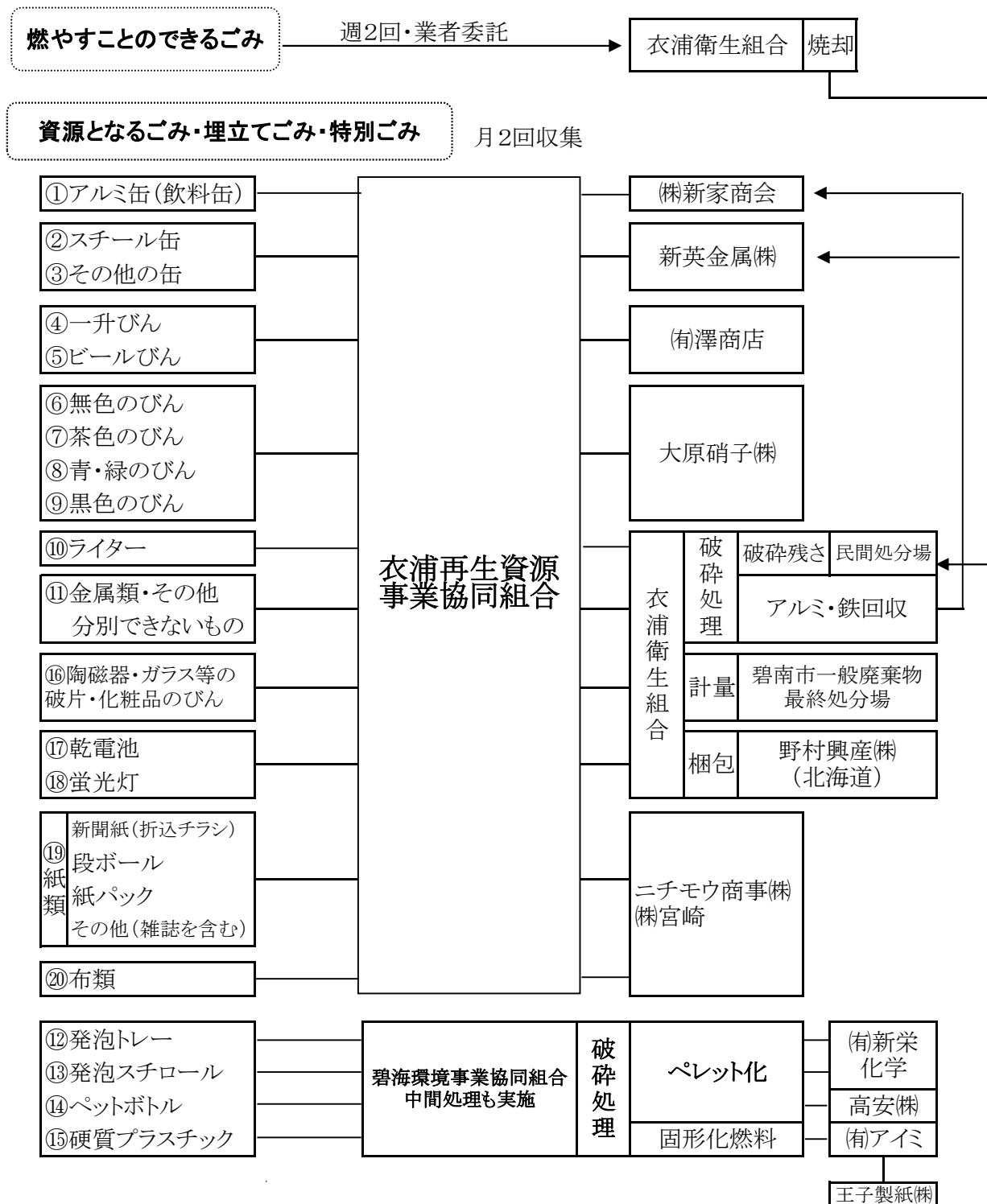
イ 廃乾電池の水銀の回収：碧南市単独で実施していた廃乾電池処理事業については、平成9年度から、衣浦衛生組合において碧南市及び高浜市の廃乾電池の共同処理を実施している。なお、回収した廃乾電池についても専門業者に送り水銀の回収を行なっている。

(2) 収集処理体系

ア 分別収集

(7) 体系図

【 収 集 】 【 処 理 】



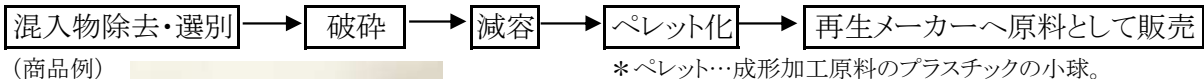
(イ) 収集処理

令和7年 4月 1日現在

区分	種別	種類	排出方法	排出時間	容器 (cm)	設置単位	収集頻度
	燃やすすことのできるごみ	生ごみ・ビニール・ラップ・ゴム・紙くず・布くず・革製品(くつ、かばん) 小枝・草・紙おむつなど	指定路線収集	収集当日の午前8時30分まで	指定袋 45リットル(80×65)	路線回収	週2回
資源ごみ等	缶	アルミ缶	資源ごみステーション	6時30分～8時30分	布製カゴ(90×90×90)	ごみステーション87か所	月2回
		スチール缶			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		その他の缶			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		スプレー缶			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
	生びん	一升びん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		ビールびん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
	雑びん	無色のびん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		茶色のびん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		青・緑のびん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
		黒色のびん			プラスチック緑色カゴ(69×49×34)		月2回
	破碎	ライター			プラスチック黄色カゴ(40×29×24)		月2回
		金属・小型家電・その他			プラスチック水色カゴ(68×50×38)		月2回
	プラスチック	発泡トレー			布製カゴ(90×90×90)		月2回
		発泡スチロール			布製カゴ(90×90×90)		月2回
		ペットボトル			プラスチック水色カゴ(68×50×38)		月2回
		硬質プラスチック			プラスチック水色カゴ(68×50×38)		月2回
	埋立	陶磁器・ガラス・化粧品のびん			プラスチック水色カゴ(68×50×38)		月2回
	特別	乾電池			プラスチック黄色カゴ(40×29×24)		月2回
		蛍光灯			プラスチック黄色カゴ(134×34×18)		月2回
	紙	新聞紙(折込チラシ)			種類ごとにひもで十文字にしぼるまたは紙袋に入れる		月2回
		段ボール			種類ごとにひもで十文字にしぼるまたは紙袋に入れる		月2回
		紙パック			種類ごとにひもで十文字にしぼるまたは紙袋に入れる		月2回
		その他(雑誌を含む)			種類ごとにひもで十文字にしぼるまたは紙袋に入れる		月2回
	布	衣類			ひもで十文字にしぼるまたは袋に入れる		月2回
粗大ごみ		電化製品	粗大ごみステーション	6時30分～8時30分	係員の指定する場所	ステーション8か所	月1回
		寝具類					
		家具類					
		自転車					
		その他					

(参考) プラスチック類のリサイクル工程(碧海環境事業協同組合)

① 発泡トレー・発泡スチロールのリサイクル工程

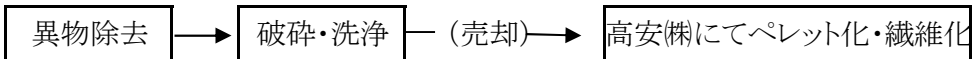


(商品例)



* ペレット…成形加工原料のプラスチックの小球。

② ペットボトルのリサイクル工程



* 高安(株)でタカヤスエステルという再生ポリエステル短繊維に加工します。

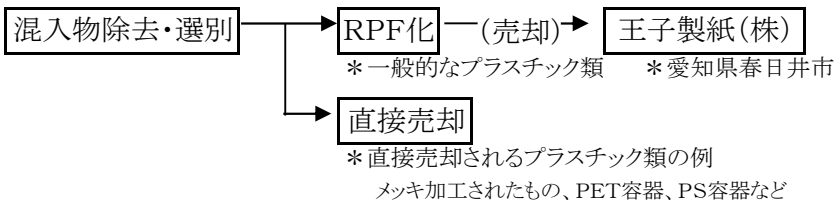
タカヤスエステルとは

タカヤスエステルとはフィルム、ペットボトル屑を原料として加工した再生ポリエステル短繊維です。この再生されたポリエステル繊維‘タカヤスエステル’は、不織布、紡績などの各メーカーに納入しています。

タカヤスエステルが出来るまで



③ 硬質プラスチックのリサイクル工程



*「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuel (リフューズペーパー & プラスチックフューエル)の略したものであり、「廃プラスチック及び紙屑を原料とした固形燃料」のことです。

ペットボトルリサイクルの流れ

- ① 回収されたペットボトルは碧海環境事業協同組合（有限会社アイミ）でまず選別され、粉碎されてフレーク状にされる。

* 有限会社アイミ：愛知県碧南市須磨町一丁目9番地
HPアドレス <http://www.aimi-rpf.co.jp/index.html>



ペットボトルフレーク

- ② アイミで処理されたペットボトルフレークはトラックで岐阜県の高安株式会社坂祝倉庫に一旦搬入される。

坂祝倉庫には倉庫が3つあり、1tまで量れる計量秤がある。

* 高安株式会社 坂祝倉庫：岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1516
HPアドレス <http://www.takayasu-rf.co.jp/>



1 t計量秤

- ③ 搬入されたペットボトルフレークはさらに高安の協力会社に運ばれグラッシュ加工やチップ化されて「タカヤスエステル」と呼ばれる再生ポリエステル繊維を作る原料となる。

○グラッシュ加工

軽いプラスチックフィルム等を減容するために行う加工。
なお、実際の作業は高安の下請け会社である株式会社レミックマルハチで行われている。



グラッシュ加工作業現場

- (1) バケツでペットボトルフレークを攪拌機に投入。
- (2) 攪拌を行い、ペットフレークは摩擦熱で徐々に溶ける。
- (3) 水をかけて急激に冷やして粒状にする。
- (4) 粒の大きさごとにふるいにかけて選別する。
- (5) 1cm前後の粒のものが「タカヤスエステル」の原料に。

～グラッシュ加工の特徴～

フィルターを通さないため、異物は除去できないが、攪拌時の摩擦熱を利用してペットボトルフレークを溶かすため、電気をあまり使わずにすむ。攪拌機に投入する前に十分な選別が必要で、選別が品質に大きな影響を与える。



攪拌機

⇒碧南市の資源ごみステーションできれいに洗ったペットボトルを出すことが重要！！

* 株式会社レミックマルハチ：岐阜県関市千疋1088-3
HPアドレス <http://remic08.com/>



グラッシュ加工後

○チップ化

軽いプラスチックフィルム等を減容するために行う加工。
実際の作業は高安の協力会社である岐北化学株式会社で行われている。グラッシュ加工に比べて、チップの大きさをそろえて作ることができる。

- (1) ペットフレークを加熱して溶かす（200～280℃）。
- (2) フィルターに通して異物を除去する
- (3) 糸状になってフィルターから押し出され、水槽で冷却される。
- (4) 細かく切断されてチップ化される。

～チップ化の特徴～

フィルターがあるため、大きい異物は除去可能。溶かして糸状にした後、切断してチップ化するため形状をそろえることができる。

⇒汚れたペットボトルが混ざるとチップの色が茶色になってしまい品質が下がるので注意が必要！！

*岐北化学株式会社：岐阜県岐阜市北野東222番地
HPアドレス <http://www.gihokukagaku.jp/>



チップ化 工程(3)



チップ化後

④ グラッシュ加工やチップ化したもの、プラスチックフィルム、ペットボトルフレークを混ぜてタカヤスエステル（再生ポリエステル繊維）を作る

- (1) 4種類の原料を混ぜて170～180℃で乾燥させる。
- (2) パウダー状の顔料を混ぜて着色する。
- (3) 約280℃で加熱して溶かす。
- (4) 溶けた状態のものを細かな穴から押し出して糸状にする。
- (5) 風をあてて冷やす。
- (6) 糸状になったものを静電気防止用の薬剤を塗りながらまとめ、缶に取る。
- (7) 延伸させる（のばす）。
- (8) 薬剤をつけて糸のからみやすさを調整・加工を行う。
- (9) あとで繊維が縮んでしまわないように、あらかじめ140℃の熱をかけて、少し縮ませておく。
- (10) カット・梱包して、カーペットメーカーなどへ



工程(4)



工程(6)

～グラッシュ加工を行う理由～

グラッシュ加工して粒状になったものを原料として混ぜると
顔料で着色するときに色ムラができづらく、均一に色をつける
ことができる。

* 高安株式会社 本社工場：岐阜県各務原市蘇原村雨町3-47



工程(7)



タカヤステスデル

- ⑤ 高安株式会社で再生ポリエステル繊維であるタカヤステスデルに生まれ変わったペットボトルは、最終的に不織布メーカーなどに出荷されフローアマットなどを作る原料になります。

～タカヤステスデルの使用例～

自動車のフローアット、タオル、ユニフォーム、カーペットなど

イ 収集運搬許可業者及び処分許可業者

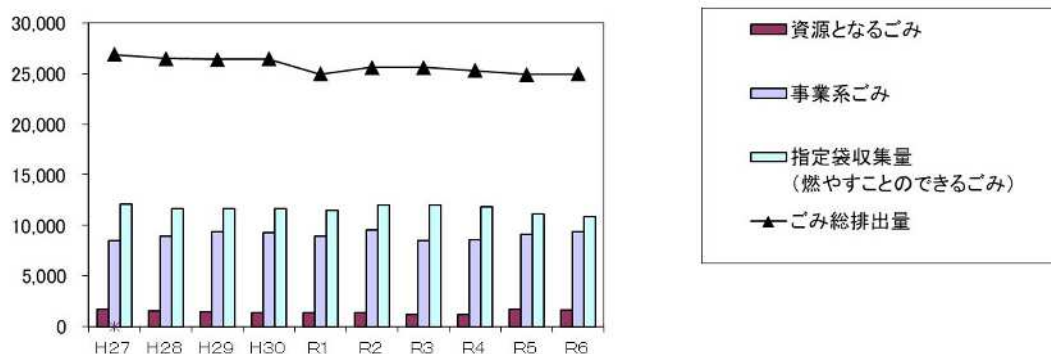
令和7年4月1日現在

No	名称	所在地	備考	電話番号
1	株式会社ユニオンサービス	名古屋市緑区大高町字追風23番地1	収集運搬	052-623-5342
2	有限会社高浜メタル	碧南市平山町2丁目29番地2	収集運搬	45-2388
3	ヒラテ産業有限会社	刈谷市大正町6丁目203番地	収集運搬	21-1456
4	三光陸運株式会社	碧南市須磨町2番地18	収集運搬	41-0692
5	株式会社エヌジェイエス	西尾市下矢田町薄畑36番地1	収集運搬	0563-59-8814
6	株式会社協豊製作所	豊田市トヨタ町6番地	収集運搬	0565-71-3611
7	有限会社アイミ	碧南市須磨町1番9	収集運搬	41-4326
8	株式会社JOB	碧南市港南町2丁目8番地7	収集運搬	42-0104
9	株式会社アシタ	碧南市大浜上町1丁目60番地	収集運搬	42-5577
10	株式会社朋栄社	碧南市相生町2丁目115番地	収集運搬	48-2888
11	サンエイ株式会社	刈谷市桜町3丁目3番地	収集運搬	21-4301
12	株式会社河上澄夫商店	豊田市常磐町2丁目55番地	収集運搬	0565-34-3755
13	東海保全株式会社	碧南市竜田町3丁目52番地	収集運搬	41-1970
14	有限会社山田商店	碧南市石橋町5丁目10番地	収集運搬	41-1573
15	株式会社豊福組運輸	名古屋市中川区十一番町6丁目10番地	収集運搬	052-659-0011
16	共和設備工業	碧南市中山町2丁目23番地4	収集運搬	48-3469
17	株式会社コスモクリーンサービス	西尾市吉良町岡山王ノ城11番地	収集運搬	0563-35-1600
18	有限会社あいち商會	西尾市中畑町神明前5番地3	収集運搬	0563-59-0505
19	碧南環境衛生株式会社	碧南市雨池町3丁目17番地	収集運搬	41-2318
20	株式会社タツノ開発	半田市岩滑西町2丁目53番地1	収集運搬	0569-23-0229
21	トーエイ株式会社	知多郡東浦町大字藤江字ヤンチャ28番地1	収集運搬	0562-83-3880
22	株式会社ケイシーシー	碧南市向陽町3丁目4番地	収集運搬	48-8000
23	高浜衛生株式会社	高浜市論地町1丁目9番地14	収集運搬	53-0516
24	有限会社碧南家屋美装	碧南市中後町3丁目98番地	収集運搬	42-0999
25	公益社団法人碧南市シルバー人材センター	碧南市汐田町1丁目1番地2	収集運搬	46-3703
26	株式会社堀江建材	碧南市須磨町1番地25	収集運搬	48-3606
27	株式会社中日カンキョウサービス	碧南市大浜上町1丁目6番地	収集運搬	48-1477
28	ディリー株式会社	安城市二本木町東切替63番地	収集運搬	74-1210
29	株式会社ユーティリティ	長久手市下川原16番地1	収集運搬	0561-62-3100
30	有限会社澤商店	西尾市徳永町西側71番地	収集運搬	0563-59-8243
31	ymgtt	碧南市鶴見町5丁目17番地	収集運搬	48-3573
32	マサキ住建株式会社	碧南市田尻町1丁目28番地4	収集運搬	41-3009
33	株式会社三鈴クリーンアップ	西尾市平坂町長堀町61番地1	収集運搬	0563-59-4555
34	ホームックス株式会社	豊田市松ヶ枝町3丁目30番地	収集運搬	0565-33-2468
35	株式会社 椿クリーン	碧南市栄町2丁目94番地	収集運搬	91-4071
36	株式会社 サンスタッフ	刈谷市若松町1丁目95番地	収集運搬	24-0039
37	高浜共立運輸株式会社	高浜市碧海町3丁目7番地56	収集運搬(積降に限る)	53-0400
38	株式会社トーアクリーン	安城市根崎町東新切2番地2	収集運搬	92-7770
39	有限会社杉浦善平商店	高浜市青木町4丁目3番地7	収集運搬(積降に限る)	53-0375
40	公益社団法人高浜市シルバー人材センター	高浜市湯山町6丁目2番地6	収集運搬(積降に限る)	52-5081
41	株式会社高浜トータルリサイクル	高浜市論地町4丁目1番地7	収集運搬(積降に限る)	52-7187
42	株式会社想珠	安城市錦町3番2号	収集運搬	74-9696
43	株式会社シンワサービス	安城市高棚町井荒井122番地	収集運搬	92-5592
44	有限会社若商	安城市高棚町新池87番地	収集運搬	92-4320
45	衣浦再生資源事業協同組合	碧南市平山町2丁目29番地2	収集運搬	45-2388
46	株式会社 長谷基業	碧南市植出町1丁目84番地	収集運搬	74-9696

ウ ごみの収集量・排出量（過去１０年間）

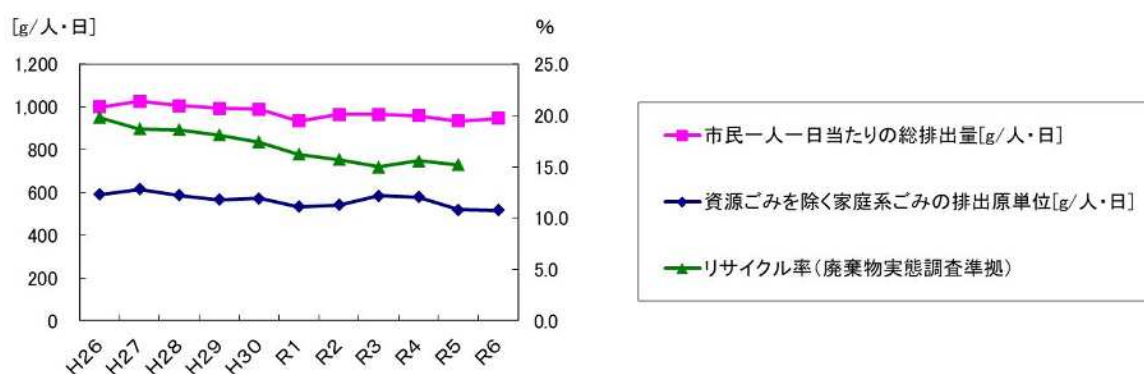
① 全体の傾向

過去１０年間のごみの総排出量をみると、平成２７年をピークとし、増減はありながらも減少傾向となっている。また、指定袋収集量はゆるやかに減少しているが、資源となるごみと事業系ごみはほぼ横ばいとなっている。



② 碧南市のごみの排出状況

市民一人一日当たりの総排出量と資源ごみを除く家庭系ごみの排出原単価は増減はありながらもゆるやかに減少傾向にある。また、リサイクル率についても減少している。これは、民間事業者による資源の自主回収が増加していることや、リユース推進の効果が出ていることが理由と考えられる。



(7) 市年度別ごみ排出量

単位：k g

収集形態			H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
市収 集・直 接持ち 込み	缶類	アルミ缶	35,280	35,565	34,065	32,897	33,285	35,320	32,495	33,093	39,898	38,280
		スチール缶・その他の缶	58,950	57,730	58,550	62,800	64,110	77,360	68,350	64,113	78,064	84,661
	びん類	一升びん	16,450	15,727	14,881	13,294	12,669	7,796	6,819	7,712	9,901	8,090
		ビール瓶	3,441	3,234	2,850	2,295	2,086	918	392	491	796	632
		酎のびん	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		無色びん										
		茶色びん										
		青・緑びん	294,540	277,630	263,980	253,410	248,090	258,070	236,090	224,095	280,835	264,466
		黒色びん										
	プラス チック類	トレー・発泡スチロール	47,510	44,910	44,170	42,860	44,370	47,850	43,080	41,389	44,953	43,619
		ペットボトル	100,730	97,442	95,236	98,655	100,200	105,491	97,978	97,562	122,715	128,185
		硬質プラスチック	219,971	209,921	203,920	211,637	210,899	213,290	213,187	227,372	294,576	281,567
	紙類		765,110	655,920	583,550	515,790	456,130	440,630	388,390	351,152	510,807	499,550
	布類		95,970	80,450	71,100	66,750	61,130	70,310	58,240	52,538	103,572	98,796
	金属類・その他		121,920	119,804	119,051	120,158	124,185	133,906	112,352	102,172	227,805	248,566
	①資源となるごみ 小計		1,759,872	1,598,333	1,491,353	1,420,546	1,357,154	1,390,941	1,257,373	1,201,689	1,713,921	1,696,412
	不燃ごみ	埋立ごみ	108,100	102,710	104,570	112,040	115,770	128,040	115,930	111,040	101,230	91,490
		特別ごみ	21,710	21,936	21,999	22,372	23,295	24,704	23,258	21,109	37,772	25,880
	可燃ごみ	赤ボックス										
		市指定袋収集ごみ	12,128,360	11,634,180	11,681,560	11,675,080	11,484,530	12,049,050	11,985,610	11,818,860	11,170,010	10,908,880
	粗大ごみ	青ボックス										
			244,570	213,920	204,040	221,130	348,700	329,420	272,230	244,600	251,770	234,910
	一般持ち 込み	可燃物										
		不燃物										
		直接埋立										
		市民	3,465,320	3,365,510	2,866,540	3,104,480	2,119,530	1,765,340	3,003,100	2,946,349	2,131,528	2,238,705
	不法投棄ごみ収集 (※収集量ボランティア回収ごみ含む)		113,410	109,370	118,990	116,160	114,680	110,710	122,850	124,008	116,630	107,910
	②家庭系ごみ 小計		16,081,470	15,447,626	14,997,699	15,251,262	14,206,505	14,407,264	15,522,978	15,265,966	13,808,940	13,607,775
	事業系ごみ		8,533,740	8,908,750	9,405,980	9,278,210	8,978,060	9,512,640	8,537,520	8,569,855	9,112,540	9,420,990
	③事業系ごみ 小計		8,533,740	8,908,750	9,405,980	9,278,210	8,978,060	9,512,640	8,537,520	8,569,855	9,112,540	9,420,990
	④市収集・直接持ち込み総計 (①+②+③)		26,375,082	25,954,709	25,895,032	25,950,018	24,541,719	25,310,845	25,317,871	25,037,810	24,635,401	24,725,177
	資源回 収団体	缶類(アルミ缶・スチール缶の区別はない)	11,455	10,237	9,975	10,241	9,504	7,537	7,343	7,005	6,032	5,067
		びん類(一升瓶・ビール瓶の区別はない)	731	661	557	583	572	202	220	210	118	55
	紙類		479,318	474,418	463,400	437,597	392,040	281,827	273,119	252,850	239,330	196,110
		布類	18,890	18,699	17,370	16,505	16,441	9,280	10,385	9,005	8,440	6,410
	⑤資源回収団体総計		511,125	504,015	473,932	464,926	419,129	298,846	291,067	269,070	253,921	207,642
	総排出量 (④+⑤)		26,886,207	26,458,724	26,368,964	26,414,944	24,960,848	25,609,691	25,608,938	25,306,580	24,889,322	24,932,819
	市民一人一日当たりの総排出量[g/人・日]		1,026	1,006	994	990	935	964	964	957	942	947
	資源ごみを除く家庭系ごみの排出原単位[g/人・日]		614	587	565	572	532	542	585	577	523	517
	リサイクル率 (廃棄物実態調査準拠)		18.7	18.6	18.1	17.4	16.2	15.7	15.0	15.6	15.2	

※クリンピーときれいな街づくり事業、油ヶ渕浄化デーのごみは一般持込に含まれる。

家庭系 資源ご み	不燃系資源 ごみ	缶類	アルミ缶	39,569	39,467	37,734	36,417	36,533	37,683	34,861	35,478	41,938	39,858
			スチール缶	66,116	64,065	64,856	69,521	70,366	82,534	73,327	68,733	82,056	88,150
		びん類	リターナブルびん	20,622	19,622	18,288	16,172	15,327	8,916	7,431	8,413	10,815	8,777
			カレットびん	294,540	277,630	263,980	253,410	248,090	258,070	236,090	224,095	280,835	264,466
		プラスチック類		368,211	352,273	343,326	353,152	355,469	366,631	354,245	366,323	462,243	453,371
	可燃系資源 ごみ	金属類・その他		121,920	119,804	119,051	120,158	124,185	133,906	112,352	102,172	227,805	248,566
		紙類		1,244,428	1,130,338	1,046,950	953,387	848,170	722,457	661,509	604,002	750,137	695,660
		布類		114,860	99,149	88,470	83,255	77,571	79,590	68,625	61,543	112,012	105,206
		家庭系資源ごみ総計 (①+⑤)		2,270,266	2,102,348	1,982,655	1,885,472	1,775,711	1,689,787	1,548,440	1,470,759	1,967,841	1,904,064

市民一人が一日で出す資源ごみの重さ	不燃系資源ごみ原単位	アルミ缶類原単位	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.6	1.5
		スチール缶類原単位	2.5	2.4	2.4	2.6	2.6	3.1	2.8	2.6	3.1	3.3
		びん類原単位	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
		リターナブルびん原単位	11.2	10.6	9.9	9.5	9.3	9.7	8.9	8.5	10.6	10.0
		単位	1.8	1.7	1.7	1.6	1.7	1.8	1.6	1.6	1.7	1.7
		トレー・発泡スチロール原単位	3.8	3.7	3.6	3.7	3.8	4.0	3.7	3.7	4.6	4.9
		ペットボトル原単位	8.4	8.0	7.7	7.9	7.9	8.0	8.0	8.6	11.1	10.7
		硬質プラスチック原単位	4.7	4.6	4.5	4.5	4.6	5.0	4.2	3.9	8.6	9.4
	可燃系資源ごみ原単位	金属類・その他原単位	47.5	43.0	39.4	35.7	31.8	27.2	24.9	22.8	28.4	26.4
		紙類原単位	4.4	3.8	3.3	3.1	2.9	3.0	2.6	2.3	4.2	4.0
		布類原単位										
		①⑤家庭系資源ごみ原単位総計 (④/⑫/365)	87	80	75	71	67	64	58	56	74	72

人口(3月31現在)	71,789	72,068	72,762	73,104	73,180	72,765	72,756	72,459	72,382	72,111		
世帯数(3月31現在)	27,173	27,679	28,357	28,947	29,297	29,498	29,765	30,020	30,373	30,669		
資源回収団体数	44	44	41	39	37	36	36	36	36	37		
集団回収奨励金 [円／k g] (古布類・金属類・びん類)	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		
集団回収奨励金 [円／k g] (古紙類)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7		
コンポスト設置数	15	23	18	18	18	22	25	21	10	7		
生ごみ処理機設置数	22	33	19	16	24	43	32	40	38	40		

(I) 一般廃棄物最終処分場受入状況

- a 埋立面積 10,300平方メートル(竣工 昭和62年 3月)
10,197平方メートル(変更工事竣工 平成15年 3月)
- b 埋立容量 41,470立方メートル
41,443立方メートル(変更後)

年度	埋立廃棄物				覆 土 立法メートル	埋立容量 立法メートル	埋立累計 立法メートル	埋立率 パーセント
	破碎残渣 トン	ガラス 陶磁器類 トン	重量計 トン	体積 立法メートル				
平成27年度	0	108	108	68	0	68	21,163	51.0
平成28年度	0	103	103	64	0	64	21,227	51.2
平成29年度	0	105	105	66	0	66	21,293	51.4
平成30年度	0	112	112	70	0	70	21,363	51.5
令和 元年度	0	116	116	73	0	73	21,436	51.7
令和 2年度	0	128	128	80	0	80	21,516	51.9
令和 3年度	0	116	116	73	0	73	21,589	52.1
令和 4年度	0	111	111	69	0	69	21,658	52.3
令和 5年度	0	101	101	63	0	63	21,721	52.4
令和 6年度	0	91	91	57	0	57	21,778	52.5
合計	16,801	9,494	26,295	16,437	5,086	21,523	-	-

※ 埋立廃棄物量重量計から体積への変換係数 1.6トン/立方メートル
(小数点以下を四捨五入。但し、累計の四捨五入が相違する場合は体積への変換計算時に切り捨て)

(3) 年次別処理経費と1人当り処理経費

〈ごみの排出量と経費〉

区 分	人 口 (人)	ごみの 排出量 (トン/年)	一人当り 排 出 量 (キログラム/人)	ごみ処理 経 費 (千円)	一人当り の 経 費 (円/人)	1 t 当り 処理経費 (円/トン)
平成27年度	71,789	26,886	375	1,055,166	14,698	39,246
平成28年度	72,068	26,459	367	1,010,733	14,025	38,200
平成29年度	72,762	26,369	361	924,365	12,704	35,032
平成30年度	73,104	26,415	375	998,167	13,654	37,788
令和元年度	73,071	24,961	342	1,053,692	14,420	39,191
令和2年度	72,765	25,610	352	1,207,206	16,590	47,138
令和3年度	72,799	26,047	358	1,136,220	15,608	43,622
令和4年度	72,756	25,959	357	1,214,073	16,687	46,769
令和5年度	72,382	25,422	351	1,190,345	16,445	46,823

※ 人口は、各年 3月31日現在。

〈年次別処理費及び維持管理費〉

単位：千円

区 分	収集運搬費	中間処理費	最終処分費	計
平成27年度	339,041	536,566	18,641	894,248
平成28年度	336,769	542,843	16,654	896,266
平成29年度	337,752	514,401	17,034	869,187
平成30年度	345,245	555,492	24,357	925,094
令和元年度	339,326	642,599	23,939	1,005,864
令和2年度	399,738	692,728	24,766	1,117,232
令和3年度	404,138	707,751	24,331	1,136,220
令和4年度	426,691	650,701	25,382	1,102,744
令和5年度	426,467	736,888	26,990	1,190,345

※ 愛知県一般廃棄物処理事業実態調査による。そのため前々年度までの実績を掲載。

(4) ごみの排出抑制の推進

ア ごみの排出抑制

新たなごみ処理方式の導入に伴い、日常生活から発生するごみの排出抑制や再資源化などを進めるため、市民のごみの堆肥化や減量化に必要な機器の購入費助成・資源回収報奨金制度等の支援事業や啓発事業等の施策を幅広く実施し、これらを通じて市民のごみ事業に対する理解と意識の一層の向上をはかる。

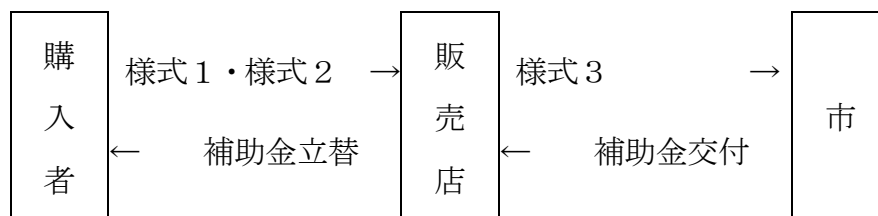
(7) コンポスト容器・ごみ処理機による減量化と購入費補助制度

(碧南市生ごみ堆肥化容器等購入費補助金の交付等に関する規程)

本市では、昭和59年7月から生ごみ減量化対策の一環としてコンポスト購入者に、また、平成8年8月から生ごみ処理機の購入者にそれぞれ補助を行っており、本年も引き続き購入補助を実施する。

〈補助の仕組み〉

- a 市民が市内の販売指定店で購入する時点で、市への補助金交付申請書及び補助事業実績報告書を販売店に提出し、販売価格より所定の補助金額を差引いた金額を販売店に支払う。
- b 販売店は、1月単位で取りまとめ、補助金交付申請書、補助事業実績報告書並びに補助金交付請求書を市へ提出する。



〈補助の内容〉

内 容	コンポスト	生ごみ処理機
補助対象機器	・ 蓋付で底がなく容量が100リットル以上のもの ・ 底があり土、微生物と混ぜて使用し、容量が50リットル以上のもの	・ 加熱あるいはバクテリアの分解の方法により生ごみを減量、消滅又は堆肥化させる機械
補助対象者	市内在住者	市内在住者
補助対象個数	1世帯2台	1世帯1台
補助率	2／3	2／3
補助限度額	7,000円	50,000円

※平成22年 4月 1日 補助率・限度額の改正

〈補助実績〉

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
コンポスト	台 数 (台)	22	25	21	10	7
	補助金額 (円)	94,109	82,667	94,754	50,848	37,744
生ごみ処理機	台 数 (台)	43	32	40	38	40
	補助金額 (円)	1,661,000	1,201,000	1,598,000	1,501,000	1,439,000

(イ) 生ごみ堆肥化モデル事業

西端地区の住民を対象にモデル事業の参加者約133世帯の協力により、平成13年12月から生ごみを集め、大型生ごみ処理機を用いて、ごみの減量化・堆肥化を図り、更に平成16年度からできた堆肥の農作物栽培実証試験を実施した。その結果及び経費試算より全市への生ごみ堆肥化事業展開は不可能と判断し、平成22年3月末をもって当事業は中止した。

(ウ) EMボカシによる減量化と無料配布制度

平成6年6月から生ごみの堆肥化を促進させるためEMボカシを作り市民に無料で配布しており、本年度も専用容器の利用者を中心に利用をはかる。

〈配布場所〉 市内9箇所

公民館（新川・中部・大浜・棚尾・日進・鷺塚）、農業者コミュニティーセンター、南部市民プラザ、東部市民プラザ

〈配布実績〉 1袋：300g

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
配布数（袋）	16,800	16,750	15,550	13,000	11,420

(エ) 資源回収報奨金制度と回収量

資源ごみステーションへの分別排出による資源物の回収、資源化の他に市民が、個人であるいは地域や学校等の団体を通じてさらなる資源化を図る。

※市民による有価物の集団回収報奨金制度

（碧南市資源回収推進報奨金交付規程）

〈報奨金交付基準〉

- a 均等割 1団体 年間5,000円
- b 出来高割 報奨金算定基準に従い交付

〈報奨金算定基準〉

報奨金対象品目	報奨金額	備 考
古紙類	7 円／キログラム	古新聞、古雑誌、ダンボール、牛乳パック
古布類	5 円／キログラム	古着、ボロ布
金属類	5 円／キログラム	飲料缶等
びん類	5 円／ 本	生きびんは本数
	5 円／キログラム	雑びんは重量

※ 報奨金額は平成 2 1 年 4 月から改正（古紙類 5 円→1 2 円）

※ 報奨金額は平成 2 5 年 4 月から改正（古紙類 1 2 円→ 7 円）

〈報奨金交付申請書の受付及び報奨金支払い予定日〉

報奨金交付申請書受付期間	報奨金支払い予定日
① 9 月 1 7 日～9 月 末日	1 0 月中旬
② 2 月 3 日～2 月 末日	3 月中旬
③ 3 月 3 日～3 月 末日	4 月中旬

〈報奨金交付の手順〉

a 各種団体

- (a) 市へ資源回収団体の登録
- (b) 資源回収業者に資源物を売却
- (c) 資源回収業者より受取計算書を受領
- (d) 資源回収業者より資源物の代金を受領
- (e) 市へ資源回収推進報奨金交付申請（「c」を添付）
- (f) 市より報奨金の交付

b 資源回収業者

- (a) 市へ資源回収業者の登録
- (b) 市より各種資源回収団体へ登録一覧を配布
- (c) 各種資源回収団体より資源物の引き取り要請
- (d) 各種資源回収団体へ受取計算書及び代金の支払

〈集団回収実績〉

区 分		平成 2 7 年度	平成 2 8 年度	平成 2 9 年度	平成 3 0 年度	令和元年度
均等 割額	200, 000	220, 000	220, 000	205, 000	220, 000	185, 000
古紙類	490, 719	474, 418	463, 400	437, 597	463, 400	392, 040
	3, 435, 033	3, 320, 926	3, 243, 800	3, 063, 179	3, 243, 800	2, 744, 280
古布類	18, 890	19, 550	17, 370	16, 505	17, 370	16, 441
	19, 550	18, 699	86, 850	82, 525	86, 850	82, 205
金属類	11, 070	10, 237	9, 975	10, 241	9, 975	9, 504
	55, 350	51, 185	49, 875	51, 205	49, 875	47, 520
びん類	878	661	557	582. 5	557	572
	8, 780	6, 610	5, 570	5, 825	5, 570	5, 720
合 計	522, 217	504, 015	491, 302	464, 925. 5	491, 302	419, 129
	3, 796, 913	3, 692, 216	3, 591, 095	3, 397, 734	3, 591, 095	3, 064, 725
実施団体数		4 0 団体	4 4 団体	4 4 団体	4 1 団体	3 7 団体

区 分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
均等 割額	報奨金(円)	180, 000	180, 000	185, 000	175, 000	165, 000
古紙類	回収量(キログラム)	281, 827	273, 119	252, 850	239, 330	196, 110
	報奨金(円)	1, 972, 789	1, 911, 833	1, 769, 950	1, 675, 310	1, 372, 770
古布類	回収量(キログラム)	9, 280	10, 385	9, 005	8, 440	6, 410
	報奨金(円)	46, 400	51, 925	45, 025	42, 200	32, 050
金属類	回収量(キログラム)	7, 537	7, 343	7, 005	6, 032	5, 067
	報奨金(円)	37, 685	36, 715	35, 025	30, 160	25, 335
びん類	回収量(キログラム)	202	220	210	118. 5	55
	報奨金(円)	2, 020	1, 100	1, 050	855	550
合 計	回収量(キログラム)	298, 974	291, 067	269, 070	253, 920. 5	207, 642
	報奨金(円)	2, 238, 894	2, 181, 573	2, 036, 050	1, 923, 525	1, 595, 705
実施団体数		3 6 団体	3 6 団体	3 7 団体	3 7 団体	3 7 団体

(5) し尿及び生活排水処理計画

ア し尿・汚泥の処理計画

適正なし尿及び浄化槽の清掃の実施を業者に指導するとともに、衣浦衛生組合において、し尿と浄化槽汚泥の衛生的な処理を図る。

(7) 収集運搬計画

種類	収集運搬量 (キロリットル)	収集方法		区域
		処理主体	回数	
し尿	1,900	市の許可業者	月1回程度	県道平坂福清水線を境に、市を南北に区分し、市の許可業者が収集運搬する。
浄化槽汚泥	29,400		随時	全域

(イ) 中間処理計画

a 中間処理施設

施設名 衣浦衛生組合 衛生センター

b 最終処分計画

汚泥は、衛生センターで脱水を行い、クリーンセンター衣浦にて焼却処分し、灰は、衣浦港3号地廃棄物最終処分場で埋め立て処理をする。

〈し尿収集実績：生し尿のみ〉

年 度	総世帯数 (世帯)	収 集 世帯数 (世帯)	収 集 量 (キロリットル)	月平均 収 集 量 (キロリットル)	一日平均 収 集 量 (キロリットル)	汲取世帯 割 合 (パーセント)
平成27年度	27,173	635	1,921.2	160.1	7.5	2.3
平成28年度	27,679	617	1,623.6	135.3	6.3	2.2
平成29年度	28,357	574	1,610.4	134.2	6.2	2.0
平成30年度	28,947	535	1,489.8	124.1	5.8	1.8
令和元年度	29,297	511	1,442.9	120.2	5.6	1.7
令和2年度	29,498	484	1,239.6	103.3	4.8	1.6
令和3年度	29,765	462	1,053.9	87.8	4.1	1.5
令和4年度	30,020	446	950.3	79.2	3.7	1.5
令和5年度	30,374	436	1,064.5	88.7	4.2	1.4
令和6年度	30,669	425	898.5	74.9	3.5	1.4

社 名	収 集 量	月平均
東海保全株式会社	414.80 キロリットル／年	34.57 キロリットル／月
碧南環境衛生株式会社	483.70 キロリットル／年	40.31 キロリットル／月

〈浄化槽汚泥収集実績〉

年 度	世帯数 (世帯)	設置基数 (件)	収集量 (キロリットル)	前年対比 (パーセント)	月平均 収集量 (キロリットル)
平成 2 7 年度	27, 173	9, 628	17, 497	98. 36	1, 458. 1
平成 2 8 年度	27, 679	7, 648	16, 914	96. 67	1, 409. 5
平成 2 9 年度	28, 357	7, 926	16, 119	95. 30	1, 343. 3
平成 3 0 年度	28, 947	7, 932	16, 665	103. 40	1, 388. 8
令 和 元 年 度	29, 297	7, 763	15, 534	93. 20	1, 294. 5
令 和 2 年 度	29, 498	7, 650	15, 677	100. 92	1, 306. 4
令 和 3 年 度	29, 765	7, 504	16, 029	102. 24	1, 335. 7
令 和 4 年 度	30, 020	7, 384	14, 344	89. 49	1, 195. 31
令 和 5 年 度	30, 374	7, 169	14, 063	98. 04	1, 171. 9
令 和 6 年 度	30, 669	6, 347	14, 269	101. 46	1, 189. 1

※世帯数等は、毎年度 3月31日現在

イ 浄化槽の普及

衣浦東部流域下水道事業認可区域又は碧南市公共下水道事業認可区域以外の区域の浄化槽の普及・啓発をはかり、生活排水による水質汚濁防止に努める。

(7) 浄化槽設置費補助計画

令和7年度浄化槽設置費補助目標

5 人槽 1 基（うち単独処理槽等からの転換 0 基）

7 人槽 1 基 (" 1 基)

1 0 人槽 0 基 (" 0 基)

単独槽等の撤去に係る上乗せ分 内数 1 基

合計	2基
----	----

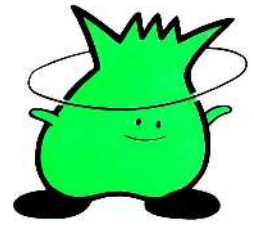
転換を伴わない場合は、放流水の総窒素濃度が15ミリグラム／リットル以下又は総リン濃度1ミリグラム／リットル以下の機能を有する高度処理型浄化槽が対象。

(イ) 浄化槽設置費補助状況

区分 年度	一般・特定地域 における新設 (基)	一般・特定地域 における転換 (基)	合 計	
			設置数 (基)	補助金 (円)
平成 2 7 年度	1 2	3	1 5	6,829,000
平成 2 8 年度	1 4	3	1 7	7,985,000
平成 2 9 年度	1 5	0	1 5	6,870,000
平成 3 0 年度	1 1	1	1 2	5,466,000
令 和 元 年 度	4	0	4	1,818,000
令 和 2 年 度	0	0	0	0
令 和 3 年 度	2	0	2	846,000
令 和 4 年 度	2	2	4	1,776,000
令 和 5 年 度	1	0	1	360,000
令 和 6 年 度	1	0	1	462,000

* 平成 2 5 年度以前は、転換は特定地域のみとしており、一般地域における転換は全て新設としていた。平成 2 6 年度以降は、転換は特定地域に限らず補助することに変更された。

* 平成 2 7 年度より、新設の合併処理浄化槽設置補助を廃止し、単独浄化槽・くみとり便槽・合併浄化槽からの転換と新設の高度処理型合併浄化槽に対する補助とした。



7 環境美化及び防疫

(1) 環境美化活動

ア 空き缶等のごみ散乱防止事業

平成8年4月1日に施行された「碧南市空き缶等散乱防止に関する条例」に基づく市民一斉行動事業として、市民の環境美化意識の向上を目指して市民が連帯して快適な地域環境づくりに積極的かつ自主的に取り組むものである。

(ア) 春の清掃週間

5月30日（ごみゼロの日）を含む1週間を「春の清掃週間」と位置付けて、市民が環境美化について考え、行動する一週間にすることを目的とする。

〈令和7年度事業計画〉

清掃週間 令和7年5月25日（日）～令和7年5月31日（土）

一斉清掃の日 令和7年5月25日（日）

※平成25年度より春のクリーンピーについて事業を見直し「春の清掃週間」とした。

(イ) クリーンピーときれいな街づくり事業

〈令和7年度事業計画〉 令和7年11月16日（日）

(ウ) 不法投棄ごみの監視等

環境課職員及び委託業者による定期的な市内パトロールや地域住民の通報等により、不法に投棄されたごみの処理及び再発防止事業に積極的に取り組む。

(エ) 看板の配布

不法投棄ごみ及び犬の糞などの害を受けている者に対し、市民からの申し出により、警告看板の配布をする。

〈令和6年度配布実績〉 犬看板54枚 ごみ看板15枚

(オ) カラス避けネットの配布

燃やすことのできるごみがカラスなどに荒らされる害を受けている者に対し、市民からの申し出により、ネットを配布する。

〈令和6年度配布実績〉 1,101枚（2×3m）

(2) 防疫事業

ア 空き地保全事業

空き地等で、害虫の発生場所あるいはごみの不法投棄場所ともなる雑草の生い茂っている土地の所有者又は管理者に対し、草刈り、除草の指導を行い、害虫の発生を防ぐとともに環境美化を目的として実施する。

〈空地保全状況〉

区 分	草刈り機貸出状況		苦情処理状況	
	貸出件数(件)	貸出台数(台)	苦情件数(件)	処理面積(m ²)
令和2年度	288	400	74	56,160
令和3年度	281	391	62	32,252
令和4年度	283	407	119	58,632
令和5年度	259	382	86	43,403
令和6年度	213	333	113	95,715

イ 屋内・屋外消毒と側溝消毒事業

害虫の防除を目的として、希望する家庭に対して町内会や地区をあげて煙霧機による消毒と、側溝を中心とした害虫の発生しやすい場所の消毒を行なう。

〈地区一斉消毒用機具貸出状況〉

単位：個

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
煙霧機	26	34	49	45	26
ジョロ	65	53	66	64	58

※平成10年度までは屋内消毒の薬剤は、スミチオン

平成11年度から屋内消毒の薬剤は、ピレハイス

※平成21年度までは側溝等消毒用薬剤は、パンゾール

平成22年度から側溝等消毒用薬剤は、アーススミラブ発泡錠

※令和6年度をもって煙霧機貸出を廃止

ウ 狂犬病対策事業

(ア) 狂犬病予防法に基づく予防注射の実施

- a 対 象 犬 生後 9 1 日以上経過した犬
- b 集合注射実施場所 市内 1 2 か所
- c 集合注射実施時期 4 月中に市内巡回（3 日間）実施
〈犬の登録、注射等〉

区 分	登録総数 (頭)	新規登録頭数 (頭)	注射数 (頭)	注射率 (パーセント)
令和元年度	4, 3 7 8	2 8 3	3, 5 8 6	8 1. 9
令和 2 年度	4, 3 6 0	3 3 3	3, 5 0 6	8 0. 4
令和 3 年度	4, 2 7 0	3 1 0	3, 5 4 3	8 3. 0
令和 4 年度	4, 2 1 3	3 2 3	3, 4 4 5	8 1. 8
令和 5 年度	4, 0 2 6	3 2 4	3, 3 3 3	8 2. 8
令和 6 年度	3, 8 8 4	3 2 9	3, 3 2 8	8 5. 7

※ 平成 7 年度から生涯 1 回登録制に変更

※ 平成 1 2 年度から愛知県から市へ事務委譲

(イ) 飼い犬の登録、飼えなくなった犬及び捕獲犬の処理

- a 飼い犬の登録及び登録鑑札の交付
- b 飼えなくなった犬・猫の引き取りは、愛知県動物愛護センターにて実施。
- c 野良犬の捕獲にあたっては、愛知県動物愛護センターにて実施。
- d 犬、猫の飼い方の指導は、愛知県動物愛護センターにて実施。
〈犬の引き取り等〉

区 分	碧南市分		捕獲した犬 (頭)
	引き取った犬 (頭)	引き取った猫 (頭)	
令和元年度	0	9	6
令和 2 年度	0	5	3
令和 3 年度	1 0	6	5
令和 4 年度	0	7	2
令和 5 年度	0	2	4

※ 犬・猫引き取り事務は有料制にて愛知県動物愛護センターでのみ実施されている。

エ 地域猫不妊・去勢手術費補助事業

(ア) 事業の概要

地域にいる所有者のいない猫を排除するのではなく、命あるものとしてとらえ、地域の中で猫を適正管理することで、地域住民との共生を認め、地域ぐるみでトラブル解決・環境美化を図る地域猫活動を支援する。

(イ) 地域猫活動

いわゆるノラ猫を適切に飼養・管理するために、地域の住民の理解と協力のもとで①不妊・去勢手術、②適切なエサやり、③エサ場所の清掃管理、④トイレ等設置、ふん尿の始末と管理、を継続して実施し、共同飼養しながら徐々に頭数を減らし、生活環境の保全やトラブルの解決をめざす。

(ウ) 地域猫不妊・去勢手術費補助制度（令和３年４月から）

事前に承認を受けた登録団体に不妊・去勢手術費を補助する制度。

a 補助金額

(a) 不妊手術 １０，０００円／匹

(b) 去勢手術 ５，０００円／匹

b 登録団体（２団体）

(a) 地域猫活動ボランティアねこの歩添道

(b) へきなん地域ねこの会

〈補助実績〉

区 分		不妊手術 (メス)	去勢手術 (オス)	合計
令和３年度	件数（匹）	48	27	75
	補助金額（円）	480,000	135,000	615,000
令和４年度	件数（匹）	16	31	47
	補助金額（円）	160,000	155,000	315,000
令和５年度	件数（匹）	23	20	43
	補助金額（円）	230,000	100,000	330,000
令和６年度	件数（匹）	37	30	67
	補助金額（円）	370,000	150,000	520,000

令和 7 年度碧南市一般廃棄物処理実施計画

碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 9 年碧南市条例第 2 0 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、碧南市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

1 一般廃棄物の排出量の見込

(1) ごみ排出総量	2 5, 0 0 2 トン
ア 家庭系ごみ	1 5, 4 2 7 トン
(ア) 燃やすことのできるごみ	1 0, 9 8 0 トン
(イ) 資源となるごみ	2, 6 5 6 トン
a 分別ステーション	2, 4 0 2 トン
b 集団回収	2 5 4 トン
(ウ) 埋立ごみ	1 1 1 トン
(エ) 特別ごみ	1 9 トン
(オ) 粗大ごみ	2 3 6 トン
(カ) 一般持ち込み	1, 4 2 5 トン
イ 事業系ごみ	9, 5 7 5 トン
(2) し尿	9 0 0 キロリットル
(3) 浄化槽汚泥	1 3, 6 5 3 キロリットル

2 市で収集する一般廃棄物の種類及び分別区分

区分	内容
燃やすことのできるごみ	生ごみ、ビニール、ラップ、再生のきかない紙くずや布くず、革製品、小枝、草、紙おむつ等
資源となるごみ	① アルミ缶（飲料缶）
埋立ごみ	② スチール缶③その他の缶
特別ごみ	④ 一升びん⑤ビールびん
	びん（⑥無色⑦茶色⑧青・緑⑨黒色）
	⑩ライター
	⑪金属類・その他分別できないもの
	⑫発泡トレイ
	⑬発泡スチロール

	⑭ペットボトル
	⑮硬質プラスチック
	⑯陶磁器・ガラス等の破片・化粧品のびん
	⑰乾電池
	⑱蛍光灯
	⑲新聞紙（折込チラシ）、段ボール、紙パック、その他（雑誌含む。）
	⑳布類
	㉑スプレー缶・カセットガス缶
粗大ごみ	電化製品、寝具類、家具類、自転車等

3 一般廃棄物の処理体系

(1) ごみ処理主体

ア 家庭系ごみ

(ア) 燃やすことのできるごみ

一般家庭から排出される燃やすことのできるごみは、指定袋により指定路線方式で収集する。収集については、市が委託する業者が行う。

(イ) 資源ごみ、特別ごみ及び埋立ごみ（2 1 分別）

市内 8 7 か所の地区ステーションにて分別排出する。回収については、市が委託する業者が行う。資源ごみの一部は、集団回収を行う。

(ウ) 粗大ごみ

市内 8 か所の拠点にて回収する。回収作業は、市が委託する業者が行う。

(エ) 遺棄された動物の死体

市又は委託業者が処理するものとする。

(オ) 不法投棄ごみ及び散乱ごみ

定期的巡回及び市民通報等により主に委託業者が収集する。ただし、国、県等の管理地内の処理については、管理者に協力要請し、実施する。

(カ) 一時的多量に排出されるごみ

排出者自らクリーンセンター衣浦に持込むものとする。また、引越時等に多量に排出されるごみについては、一般廃棄物処理業の許可業者が運搬できるものと

する。

(キ) 市で処理できないごみ

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）にかかる電化製品（テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫）、処理困難物（プロパンガスボンベ、ボイラー、バッテリー、揮発油・軽油・灯油・重油等の石油製品、油又は塗料入りの缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、ピアノ、オートバイ、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫等）は、クリーンセンター衣浦及び地区ステーションにおいて受け入れできない。

家電リサイクル法にかかる電化製品は、家電リサイクル法に則った処理ルートにて処理するものとする。各リサイクルシステムがあるものについては、当該システムのルートにて処理するものとする。その他については、販売店による下取り又は引取り、あるいは廃棄物処理業者にて処理するものとする。

(ク) 陶磁器等の埋立てごみ

一度の排出につき一斗缶3杯程度の量を上限とする。それ以上の量を処理する場合は、回数を分けてクリーンセンター衣浦や地区ステーションに持ち込む又は廃棄物処理業者にて処理するものとする。

イ 事業系ごみ

事業系一般廃棄物については、事業者自らが責任をもって処理する。又は一般廃棄物処理業の許可を受けた業者に委託し処理するものとする。

特に、医療系廃棄物については、各医療機関の責任において専門処理業者等に委託する等により処理するものとする。

(2) し尿及び浄化槽汚泥処理主体

し尿の収集運搬、浄化槽の清掃及び当該汚泥の収集運搬は、一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けた業者が行う。

4 処理計画

(1) 家庭系ごみの処理実施計画

ア ごみの排出抑制及び再資源化計画

日常生活から発生するごみの排出抑制又は再資源化等を進めるため、生ごみ処理機購入に対する補助等の啓発活動等の施策を幅広く実施し、これらを通じて市民の

ごみ減量化及びリサイクルに対する理解及び意識の一層の向上を図る。

(ア) ごみの排出抑制

- a コンポスト・生ごみ処理機による減量化（購入費補助制度）
- b EMボカシによる減量化（無料配布制度）
- c 生ごみの水切排出の推進

(イ) 再資源化

- a 資源となるごみ等の分別収集の実施
- b 中間処理施設の破砕機による鉄分回収及び前選別によるアルミ缶回収
- c 市民団体等による集団回収の奨励（資源回収報奨金制度）

上記により回収した有価物は、再生業者に売却し、資源化する。

イ 収集運搬計画

種類	収集主体	回数	収集方式
燃やすことのできるごみ	業者委託	週 2 回	指定路線方式 指定袋排出
資源となるごみ		月 2 回	ステーション方式 コンテナ排出
埋立ごみ、特別ごみ			
粗大ごみ		月 1 回	拠点回収方式

ウ 中間処理計画

中間処理施設

施設名	クリーンセンター衣浦		
所在地	碧南市広見町1丁目1番地1		
焼却施設	回転式ストーカー炉	190トン／日	(95トン／日×2基)
	灰溶融炉	30トン／日	(15トン／日×2基)
破砕施設	剪断式破砕機、回転式破砕機	40トン／5時間	(1基)

エ 最終処分計画

(ア) 最終処分場の埋立状況

施設名	碧南市西端地内一般廃棄物最終処分場
所在地	碧南市平山町2丁目45番地2

- a 埋立面積 10, 197平方メートル
- b 埋立容量 41, 443立方メートル
- c 埋立ごみ量 16, 495立方メートル（覆土は含まない。）
- d 埋立累計 21, 779立方メートル（令和6年度末推計）
- e 残余容量 19, 664立方メートル（令和6年度末推計）
- f 埋立方法 サンドイッチ方式

(イ) 令和7年度埋立物の内訳量及び年間埋立計画

直接搬入ごみ 92トン＝58立方メートル

オ 他自治体からの受入れ

食品残渣等の受入れ及び食品循環資源の再生利用に取り組んでいる。

搬入先 安城市、幸田町、西尾市

施設名 株式会社朋栄社 リサイクル工場（碧南市相生町4丁目23番地）

種類 野菜くず、残飯（170キログラム／日）

カ 他自治体への搬出

(ア) 農作物残渣等を搬出し、ごみの減量化及び堆肥化に取り組んでいる。

搬出先 知多郡武豊町

施設名 株式会社エイゼン 臨海工場（知多郡武豊町沢田新田89番地37）

種類 芋づる、刈草（2.5トン／月）

(イ) 給食残渣等を搬出し、食品循環資源の再生利用に取り組んでいる。

搬出先 大府市

施設名 オオブユニティ株式会社 リサイクルプラント横根工場
（大府市横根町惣作236番1）

種類 生ごみ（5トン／年）

(2) 生活排水処理実施計画

ア 生活排水処理計画

衣浦東部流域下水道事業認可区域及び碧南市公共下水道事業認可区域を除く区域の合併処理浄化槽の普及・啓発を図り、生活排水による水質汚濁防止に努める。

令和7年度公共下水道供用開始区域

(ア) 新規供用開始区域

- a 区域面積 37.9ヘクタール
b 対象世帯 744世帯
c 対象人口 1,773人

(イ) 累計（令和6年度末推計）

- a 区域面積 1446.3ヘクタール
b 対象世帯 27,314世帯
c 対象人口 67,045人
d 普及率 92.8パーセント

イ 浄化槽設置補助計画（令和7年度）

5人槽 1基（うち単独処理槽等からの転換0基）

7人槽 1基（〃 1基）

10人槽 0基（〃 0基）

※転換を伴わない場合は、放流水の総窒素濃度が15mg/ℓ以下又は総磷濃度ミリグラム/リットル以下の機能を有する高度処理型浄化槽が対象。

ウ し尿・汚泥の処理計画

(ア) 収集運搬計画

種類	収集運搬の廃棄物量 (キロリットル)	収集方法		区域
		処理主体	回数	
し尿	1,066	市の許可業者	月1回程度	県道平坂福清水線を境に、市を南、北に区分し、市の許可業者が収集運搬する。
浄化槽汚泥	13,847		随時	全域

(イ) 中間処理計画

中間処理施設

施設名 衣浦衛生組合 衛生センター

所在地 碧南市丸山町1丁目14番地

処理施設 直接脱水及び希釈下水放流

110キロリットル/日

(ウ) 最終処分計画

汚泥は、衛生センターで脱水を行い、クリーンセンター衣浦にて焼却処分し、灰は、公益財団法人愛知臨海環境整備センター衣浦港3号地廃棄物最終処分場で埋立処理する。

エ 住民に対する広報活動等

公共下水道の整備を最終目標とするが、当面適正なし尿の収集及び浄化槽の維持管理に努める。

(ア) 愛知県との協力体制により、浄化槽の適正な維持管理が行われるよう各世帯への指導を強化する。

(イ) 適正なし尿及び浄化槽の清掃の実施を業者に指導する。

(ウ) 衣浦衛生組合において、し尿及び浄化槽汚泥の衛生的な処理を図る。

(エ) し尿処理は、最終的には公共下水道によることが望ましいため、その早期整備を図る。

(オ) 水質汚濁の状況を把握するため、主要河川及び油ヶ淵、衣浦湾での水質調査を継続実施している。

5 し尿・浄化槽汚泥収集運搬及び浄化槽の清掃業者一覧

業者名	東海保全株式会社		碧南環境衛生株式会社	
所在地	碧南市籠田町3丁目25番地		碧南市雨池町3丁目17番地	
業務別	し尿	浄化槽 汚泥	し尿	浄化槽 汚泥
車両形式	バキューム車 1.8キロリットル1台 3.0キロリットル2台 3.7キロリットル2台		バキューム車 2.7キロリットル4台	
1月の最大 処理能力	100キロリットル／月	700キロリットル／月	900キロリットル／月	700キロリットル／月

【条例・規則・規程等】

○碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

〔平成9年6月30日〕
〔条例第20号〕

改正 平成25年12月21日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）に定めるもののほか、廃棄物の減量、適正処理及び再利用の促進について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 再利用 活用しなければ不用となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市の施策の策定等)

第3条 市は、廃棄物の減量及び適正処理に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 市長は、前項に掲げるもののうち法第6条第1項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めたとき、又は変更したときは、その計画を告示するものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民及び事業者に対して、廃棄物の減量及び適正処理に関する意識の啓発及び情報の提供に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の減量及び適正処理に関する市民及び事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を図り、廃棄物を分別して排出し、又は自ら処分すること等により、廃棄物の減量及び適正処理について市の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理すること等により、廃棄物の減量及び適正処理について市の施策に協力しなければならない。

(家庭系廃棄物の適正処理)

第7条 市は、一般廃棄物処理計画に従って、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。以下同じ。）しなければならない。

2 市民は、家庭系廃棄物を排出する際は、市が当該廃棄物を適正に処理できるように、次に掲げる事項を守るよう努めなければならない。

(1) 一般廃棄物処理計画に従って、廃棄物を分別して排出すること。

(2) 燃やすことのできるものは、市長の指定する袋（以下「指定袋」という。）により排出すること。

3 指定袋の配布枚数等については、市長が定める。

4 前項の規定による配布枚数を超えて、燃やすことのできるごみを排出する者からは、指定袋の料金として指定袋の容量1リットルにつき1円を徴収する。

(事業系廃棄物の適正処理)

第8条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

(占有者等の義務)

第9条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、廃棄物について、一般廃棄物処理計画に従い適正に分別し、処理しなければならない。

(排出禁止物)

第10条 市民は、市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げるものを排出してはな

らない。

- (1) 有害性のある物
- (2) 危険性のある物
- (3) 引火性のある物
- (4) 著しく悪臭を発する物
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に支障を及ぼすおそれのある物

(し尿の処理)

第11条 占有者は、し尿を自ら処理しないときは、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。し尿を自ら処理することとなったときも、同様とする。

(動物の死体の処理)

第12条 占有者は、動物の死体を自ら処理しないときは、市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(処理手数料)

第13条 し尿を自ら処理しない者から処理手数料を徴収する。

2 前項に規定する者の処理手数料の額は、次のとおりとする。

- (1) 定額制 世帯人員10人以下の世帯について適用し、次のア及びイの合算額とする。ただし、ウについては、1月に2回以上収集する場合についてのみ適用する。

ア 世帯割 1回につき250円

イ 人数割 1人1月につき280円

ウ 回数割 2回目以後の収集について1回につき640円

- (2) 従量制 世帯人員11人以上の世帯及び工場、事業所等定額制により難しいものについて適用する。

36リットルにつき340円。ただし、工事等の施工に伴い設置された仮設便所の場合は、当該手数料に640円を加算する。

3 前項第1項イの基礎となる世帯の人員は、収集する月の前月の25日現在の世帯人員で算定する。

(手数料の減免)

第 14 条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、前条の手数料を減免することができる。

(許可申請手数料)

第 15 条 法第 7 条第 1 項若しくは法第 7 条第 6 項又は浄化槽法第 35 条第 1 項の許可を受けようとする者から、当該許可の申請の際に許可申請手数料を徴収する。

2 許可申請手数料の額は、申請 1 件につき 2,000 円とする。

3 浄化槽法第 35 条第 2 項の規定により付す期限は、許可の日から 1 年以内とする。

(技術管理者の資格)

第 16 条 法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 8 条の 17 第 2 号イからチまでに掲げる者
- (4) 前 3 号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか廃棄物の減量、適正処理及び再利用の促進について必要な事項は市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(碧南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)

2 碧南市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 3 年碧南市条例第 18 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行日前に処理されたし尿の処理手数料の額は、第 13 条第 2 項の規定にかかわらず、旧条例第 9 条第 3 項に規定する額とする。

- 4 この条例の施行の際現に浄化槽法第35条第1項の許可を受けている者に付された当該許可の期限は、第15条第3項の規定にかかわらず、当該許可証に記された日までとする。

附 則（平成11年3月15日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条に1項を加える改正規定は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第1号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による第3条、第4条、第8条及び第10条から第14条までの改正規定の施行前にした行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。
- 3 この条例の第7条における第5条の次に次の1条を加える改正規定は、施行日以後の行為について適用する。

附 則（平成15年12月19日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、平成15年12月1日から適用する。

附 則（平成24年12月22日条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月21日条例第27号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

〔平成9年6月30日〕
規則第26号

改正 平成25年11月6日規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成9年碧南市条例第20号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、廃棄物の減量及び適正処理について必要な事項を定めるものとする。

(指定袋の配布対象者)

第2条 条例第7条第2項第2号に規定する市長の指定する袋（以下「指定袋」という。）の配布を受けることができる者は、市内に住所を有する者で構成する世帯の代表者（以下「世帯主」という。）とする。

(指定袋の種類及び配布枚数)

第3条 指定袋の種類については、次のとおりとする。

(1) 指定袋大 容量45リットルの袋

(2) 指定袋中 容量30リットルの袋

2 指定袋の配布枚数は、世帯主1人につき、1年度当たり指定袋大80枚を限度とする。

3 指定袋は、毎年3月（以下「配布月」という。）に、配布月の属する年度の次年度分を配布するものとする。

4 年度途中で転入、転居又は世帯分離により新たに世帯主となった者（新たに世帯が増えた場合に限る。）は、次の表の配布月の欄に応じた指定袋大の配布枚数を受けることができるものとする。

配布月	配布枚数
4月	80枚
5月	70枚
6月及び7月	60枚
8月及び9月	50枚
10月	40枚

11月及び12月	30枚
1月及び2月	20枚
3月	10枚

(配布の特例)

第4条 世帯主の世帯に次に掲げる者で紙おむつを使用しているものがある場合は、当該世帯主は、当該紙おむつを使用している者1人につき1年度1回に限り90枚を限度として指定袋中の加算配布を受けることができる。

- (1) 65歳以上の者で病気、老衰等心身の障害により引き続き3月以上寝たきりで、常に食事、排便等について居宅で介護を受けているもの
- (2) 65歳以上の者で認知症であり、かつ、当該状態が引き続き3月以上継続しているため、日常の生活について居宅で介護を受けているもの
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当し、居宅で介護を受けているもの
- (4) その他前3号に掲げる者に準ずる状態にある者で市長が認めるもの

2 前項の加算配布の申請をする場合においては、次の表の申請月の欄に応じた配布枚数を受けることができるものとする。

配布月	配布枚数
4月及び5月	90枚
6月	80枚
7月	70枚
8月及び9月	60枚
10月	50枚
11月	40枚
12月及び1月	30枚
2月	20枚
3月	10枚

3 世帯主の世帯に2歳未満の乳幼児がいる場合は、当該世帯主は、乳幼児の2歳の誕生

日までの月数に応じて、乳幼児1人につき1回に限り80枚を限度として指定袋中の加算配布を受けることができる。ただし、加算配布の申請をする場合においては、次の表の申請月年齢の欄に応じた配布枚数を受けることができるものとする。

申請月年齢	配布枚数
0歳0月	80枚
0歳1月～0歳3月	70枚
0歳4月～0歳7月	60枚
0歳8月～0歳10月	50枚
0歳11月～1歳1月	40枚
1歳2月～1歳5月	30枚
1歳6月～1歳8月	20枚
1歳9月～1歳11月	10枚

- 4 世帯主の世帯の人員が5人を超える場合は、当該世帯主は、6人目以降の世帯員1人につき1年度1回に限り10枚を限度として指定袋大の加算配布を受けることができる。
- 5 市内において可燃ごみの発生を伴うボランティア活動をする者のうち、市長が適当と認めるものは、当該活動により発生する可燃ごみの処理をするための指定袋の配布を受けることができるものとする。
- 6 その他市長が特別の理由があると認める場合は、前各項の規定にかかわらず指定袋を配布することができる。

(配布の申請)

第5条 前条の規定により指定袋の配布を受けようとする者は、指定袋特別配布申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

(し尿処理の申出)

第6条 条例第11条前段に規定するし尿を自ら処理しない者で、その処理を申し込もうとするものは、し尿処理申込書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申込書を提出した者は、次に掲げる事項に該当するときは、直ちにし尿処理異動届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) くみ取り回数を変更しようとするとき。
- (2) 入院、出張等による世帯人員の変更で住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定による届出を要しない変更があったとき。
- (3) くみ取りを廃止しようとするとき。

（指定袋の料金の徴収方法等）

第 6 条の 2 条例第 7 条第 4 項に規定する指定袋の料金は、指定袋の販売をもって徴収する。この場合において、徴収した指定袋の料金は、還付しない。

2 前項に規定する指定袋の販売は、1 0 枚を 1 単位として行うものとする。

（処理手数料の徴収方法等）

第 7 条 し尿の処理に係る処理手数料は、申込期間の最終の月の末日ごとに集金の方法により徴収する。

2 異動その他特別の理由があるときは、その都度徴収する。

（処理手数料の減免）

第 8 条 条例第 1 4 条のその他特別の理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害（天災を除く。）を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めたとき。

（一般廃棄物処理業の許可申請）

第 9 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項若しくは法第 7 条第 6 項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 法人にあつては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (2) 個人にあつては住民票の写し
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第 1 0 条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、法第 7 条第 5 項各号に適合していると認めたときは、一般廃棄物処理業許可証（様式第 1 号）を申請者に交付するものとする。

(浄化槽清掃業の許可申請)

第 1 1 条 浄化槽清掃業を営もうとする者は、浄化槽法（昭和 5 8 年法律第 4 3 号）第 3 5 条第 3 項に規定する申請書及び添付書類を市長に提出しなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証の交付)

第 1 2 条 市長は、前条の許可の申請が浄化槽法第 3 6 条各号に適合していると認めるときは、浄化槽清掃業許可証（様式第 2 号）を申請者に交付するものとする。

(許可証の再交付等)

第 1 3 条 第 1 0 条及び前条の規定により、許可証の交付を受けた者（以下「許可業者」という。）は、交付された許可証を紛失し、又は損傷したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

(事業の変更許可申請)

第 1 4 条 法第 7 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第 7 条の 2 第 3 項の規定により届出をする者は、一般廃棄物処理業廃止・変更届出書を市長に届け出なければならない。

3 浄化槽法第 3 7 条及び第 3 8 条の規定により届出をする者は、浄化槽清掃業変更・廃業届出書を市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第 1 5 条 許可業者がその業務の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときの届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によるものとする。

- (1) 業務を停止し、又は廃止した日
- (2) 許可の種別
- (3) 業務の内容
- (4) 業務を停止し、又は廃止をした理由

(許可証の返還)

第 1 6 条 許可業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期間が満了したとき。

(2) 許可を取り消されたとき。

(3) 許可業務を廃止したとき。

(許可業者の遵守事項)

第17条 許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を他人に譲渡し、又は転貸しないこと。

(2) 市民に親切丁寧に接すること。

(3) 当該業務に使用する機械器具及び車両を清潔にし、環境を害さないよう留意すること。

(4) 帳簿を備え付け、常に業務内容を把握していること。

(5) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(業務状況の報告)

第18条 許可業者は、その業務状況について、一般廃棄物処理業を行う者にあつては毎月5日までに前月分を、浄化槽清掃業を行う者にあつては毎年1回以上、それぞれ一般廃棄物処理業務報告書又は浄化槽清掃業務報告書により市長に報告しなければならない。

附 則

1 この規則は、平成9年10月1日から施行する。

2 碧南市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成3年碧南市規則第11号）は、廃止する。

附 則（平成11年3月15日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条及び第6条の次に1条を加える改定規定は、平成11年7月1日から施行する。

附 則（平成15年12月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の碧南市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の規定は、平成15年12月1日から適用する。

附 則（平成17年6月30日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月22日規則第30号）

この規則中第1条の規定は平成25年3月1日から、第2条の規定は同年4月1日から

施行する。

附 則（平成２５年１１月６日規則第３８号）

この規則は、平成２６年４月１日から適用する。

○碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例

〔平成7年12月22日〕
〔条 例 第 4 1 号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻、飼い犬のふん等ごみの散乱の防止について市民、事業者及び市が一体となって推進することが極めて重要であることにかんがみ、それぞれが分担するごみの散乱の防止についての責務を明らかにするとともに、環境の美化及び市民の快適な生活の確保を図るため、市が実施するごみの散乱の防止の施策について基本的な事項を定めるものとする。

(基本となる責務)

第2条 何人も、ごみをみだりに捨てるなどして、ごみを散乱させることのないようにしなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、自主的に清掃活動を行うなど地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するごみの散乱の防止についての施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、その事業活動に伴って生じたごみの散乱の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施するごみの散乱の防止についての施策に協力する責務を有する。

(土地占有者等の責務)

第5条 土地を占有し、又は管理する者（以下「土地占有者等」という。）は、その占有し、又は管理する場所の清掃を行うよう努めるとともに、市が実施するごみの散乱の防止についての施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第6条 市は、ごみの散乱の状況を把握するとともに、ごみの散乱の防止について施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(実施計画)

第7条 市長は、前条の施策を実施するため、毎年度ごみの散乱の防止について実施計画を策定するものとする。

(ごみ散乱防止市民行動の日)

第8条 ごみの散乱の防止について市民の関心と理解を深めるため、ごみ散乱防止市民行動の日（以下「市民行動の日」という。）を設ける。

2 市は、市民行動の日には、市民参加による事業を実施するものとする。

(ごみ散乱防止協定)

第9条 市長は、ごみの散乱を防止するために必要があると認めるときは、事業者に対して、次に掲げる事項についてごみ散乱防止協定の締結を求めることができる。

(1) ごみの散乱の防止についての啓発に関する事項

(2) ごみの散乱の防止のための清掃に関する事項

(3) その他ごみの散乱の防止について必要な事項

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民、事業者及び土地占有者等がごみの散乱を防止する上で必要な指導及び助言を行うものとする。

(空き容器、印刷物等の回収等)

第11条 自動販売機により容器入りの飲食料を販売する事業者は、その販売する場所に空き容器を回収する容器を設置し、これを適正に維持及び管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

2 公共の場所において、印刷物等を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している印刷物等を回収しなければならない。

3 公共の場所において、催しを行った者は、その行った場所の周辺の清掃を行わなければならない。

(勧告及び公表)

第12条 市長は、前条各項の規定に違反する行為があると認める場合には、当該違反行為をしている者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくて勧告に従わなかったときは、市長の定めるところにより、その旨を公表することができる。

(顕彰)

第13条 市長は、ごみの散乱の防止について著しい功績のあった者に対して、顕彰を行うことができる。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

○碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例施行規則

〔平成7年12月22日〕
規則第38号

(趣旨)

第1条 この規則は、碧南市空き缶等ごみ散乱防止に関する条例（平成7年碧南市条例第41号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置)

第2条 条例第11条第1項の空き容器を回収する容器（以下「回収容器」という。）は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

- (1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
- (2) 容積は、30リットル以上であること。

2 回収容器は、当該自動販売機の設置場所から5メートル以内で、空き容器の回収に支障のない位置に設置しなければならない。

(勧告)

第3条 条例第12条第1項の規定による勧告は、勧告書（別記様式）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第12条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告に従わなかった者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告の内容及び勧告に従わなかった旨

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

○碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則

〔平成2年3月30日〕
規則第22号

改正 令和5年3月27日規則第10号

(趣旨)

第1条 碧南市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図ることを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であり、かつ、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）の除去率が90パーセント以上で放流水のBODの日間平均値が1リットル当たり20ミリグラム以下の機能を有するものをいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する浄化槽をいう。
- (3) 高度処理型浄化槽 放流水の総窒素濃度の日間平均値が1リットル当たり15ミリグラム以下又は総リン濃度の日間平均値が1リットル当たり1ミリグラム以下の機能を有する浄化槽をいう。
- (4) 住宅等 専ら居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。
- (5) 転換 個人が所有する住宅等で現に使用中の単独処理浄化槽又はくみ取便槽（以下「単独処理浄化槽等」という。）の撤去若しくは埋設又は雨水貯留槽への転用を行うとともに、新たに浄化槽を設置して使用を開始すること（10平方メートルを超える住宅等の新築又は増改築に伴うものを除く。）をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金は、碧南公共下水道事業認可区域（下水道法（昭和33年法律第79号）

第4条第1項の規定により認可された事業計画に定める区域をいう。）又は衣浦東部流域下水道事業認可区域（同法第25条の3第1項の規定により認可された事業計画に定める区域をいう。）以外の区域において住宅等に処理対象人員10人以下の浄化槽への転換又は高度処理型浄化槽の設置を行う者に対して交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置等の届出又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、浄化槽を設置することについて賃貸人の承諾が得られないもの
- (3) 市町村税を滞納している者

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に100分の40を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、別表に掲げる額を上限とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請は、毎年度3月10日までに行うものとする。

2 補助金交付規則第4条の補助金交付申請書等に添えるその他必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法第6条第3項の規定による建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽設置場所の案内図
- (3) 住宅等を借りている者にあつては、浄化槽設置についての賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽設置工事見積書及び工事契約書の写し（単独処理浄化槽等の処理に係る内訳が分かるもの）
- (5) 一般社団法人愛知県浄化槽協会による保証登録証

- (6) 浄化槽設備士免状の写し
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会による登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 浄化槽配置図及び配管図
- (9) 一般財団法人日本建築センターの型式適合認定書並びにその別添仕様書及び図面
- (10) 高度処理型浄化槽を申請する場合は、一般財団法人日本建築センターの認定書の写し
- (11) 転換を行う場合は、転換申出書
- (12) 市町村税を滞納していないことを証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類
(実績報告書等の添付書類)

第7条 補助金交付規則第10条の補助事業等実績報告書等に添えるその他必要な書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 県知事の登録を受けた浄化槽保守点検業者及び市長の許可を受けた浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査の依頼書の写し
- (3) 工事施工前及び施工後の写真
- (4) 浄化槽設置工事領収書の写し
- (5) 転換に際し、単独処理浄化槽等を撤去した場合は撤去前、撤去中及び撤去後の写真並びに既存の単独処理浄化槽等の最終清掃実施記録の写し、埋設又は転用した場合は単独処理浄化槽等の清掃、消毒又は埋設若しくは転用の状況が確認できる写真
- (6) 当該工事を担当した浄化槽設備士の確認済チェックリスト
- (7) 浄化槽使用開始報告書又は浄化槽工事完了報告書の写し
- (8) 単独処理浄化槽からの転換の場合は、浄化槽使用廃止届書の写し
- (9) その他市長が必要と認める書類
(交付の条件)

第8条 補助金の交付を受けた者は、浄化槽の機能が正常に働くよう適正な維持管理に努めなければならない。

附 則

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成6年5月25日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月31日規則第11号）

この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第5条及び別表の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規則第20号）

この規則は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の第5条及び別表の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成15年12月19日規則第26号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月5日規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月21日規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月21日規則第42号）

この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月11日規則第3号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、同日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月２７日規則第１０号）

- １ この規則は、令和５年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- ２ 改正後の碧南市浄化槽設置整備事業補助金交付規則の規定は、施行日以後の申請に係る補助金の交付について適用し、施行日前の申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

補助対象経費	人槽区分	補助金の上限額
転換に要する経費（高度処理型浄化槽への転換を除く。）	人槽 ５	円 ３３２，０００
	６～７	４１４，０００
	８～１０	５４８，０００
高度処理型浄化槽の設置又は高度処理型浄化槽への転換に要する経費	５	３６０，０００
	６～７	４６２，０００
	８～１０	５８５，０００
備考 補助金の上限額について、転換に際し単独処理浄化槽を撤去する場合は１２万円を、くみ取便槽を撤去する場合は９万円をそれぞれ加算した額とする。		

○碧南市資源回収推進報奨金交付規程

〔平成3年4月17日〕
〔公告第28号〕

改正 平成25年1月30日 公告第10号

(趣旨)

第1条 碧南市資源回収推進報奨金（以下「報奨金」という。）の交付については、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 報奨金は、ゴミの減量化と資源の再利用を積極的に推進するため、自主的に資源の集団回収活動をする町内会、PTA、子供会等の市民団体（以下「団体」という。）に対して報奨金を交付することにより、活動の活性化を図り、もって快適な生活環境の実現向上に資することを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において「資源」とは、再生利用可能な廃棄物で次に掲げるものとする。
ただし、回収業者が引取りをしないものは、この限りでない。

- (1) 新聞紙、雑誌、ダンボール等（以下「古紙類」という。）
- (2) ボロ布、古着等（以下「布類」という。）
- (3) 空き缶、金属くず等（以下「金属類」という。）
- (4) 清涼飲料、酒類等のびん（以下「びん類」という。）

(団体の登録)

第4条 報奨金の交付を受けようとする団体の代表者は、あらかじめ市長に資源回収団体登録申請書（様式第1号）を提出し、その登録を受けなければならない。

2 登録を受けることのできる団体は、次に定める基準を満たすものとする。

- (1) 市内に活動拠点を持つ公共的団体であること。
- (2) 営利を目的としない団体であること。

(業者の登録)

第5条 団体の収集した資源の回収を行う業者（以下「回収業者」という。）は、あらかじめ市長に資源回収業者登録申請書（様式第2号）を提出し、その登録を受けなければならない。

2 登録を受けることができる回収業者は、市内での集団回収を継続的に行うことができ

るものであることとする。

(登録の期間)

第6条 団体及び回収業者の登録の申請は、会計年度ごとに行うものとする。

(基準及び交付額)

第7条 報奨金の額は、次に掲げる金額の合計額を限度とし、予算の範囲内で定める。

(1) 均等割額 1 団体につき年間 5, 0 0 0 円

(2) 実績割額

ア 古紙類の回収 1 キログラムにつき 7 円

イ 布類及び金属類 1 キログラムにつき 5 円

ウ びん類 1 本につき 5 円

(計算書の交付)

第8条 回収業者は、団体が回収した資源の引取りに際しては、当該団体に資源の種類、量等を記した計算書（以下「計算書」という。）を交付するものとする。

(報奨金の交付申請)

第9条 団体は、資源回収推進報奨金交付申請書（様式第3号）に計算書を添付し、次に掲げる期間に報奨金の交付申請を行うものとする。

(1) 9月16日から9月末日まで

(2) 2月1日から3月末日まで

(報奨金の交付)

第10条 市長は、前条の申請書を受理した場合において、速やかに内容を審査の上、報奨金の交付を適当と認めたときは、これを交付するものとする。

2 市長は、団体若しくは回収業者が偽りの方法により登録を受け、又は団体が偽りの方法により報奨金の交付を受けた場合は、登録を取り消し、又は交付した報奨金の返還を求める。

(報告等)

第11条 市長は、報奨金の交付について団体及び回収業者に対し、必要に応じ指示をし、報告を求め、又は検査をするものとする。

附 則

この規程は、平成3年4月17日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成6年5月31日公告第51号）

この規程は、平成6年5月31日から施行し、改正後の碧南市資源回収推進報奨金交付規程の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成21年10月1日公告第188号）

この規程は、平成21年10月1日から施行し、改正後の碧南市資源回収推進報奨金交付規程の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成25年11月30日公告第10号）

この規程は、平成25年4月1日から適用する。

○碧南市生ごみたい肥化容器等購入費補助金の交付等 に関する規程

〔平成8年6月27日〕
〔公告第48号〕

改正 平成22年1月20日 公告第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市生ごみたい肥化容器等購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付及びたい肥化容器等の販売店の承認について必要な事項を定めるものとし、補助金の交付については、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみたい肥化容器（以下「たい肥化容器」という。） 上部に蓋があり、底部がなく、水分が地中に浸透するものでその容量が100リットル以上のもの又は底部があり、土又は微生物等と混ぜ合わせたい肥化するものでその容量が50リットル以上であって、悪臭、害虫等を発生させない構造及び材質で造られたもの。
- (2) 生ごみ処理機（以下「処理機」という。） 生ごみを単に粉碎するだけでなく、過熱、バクテリア等による分解の方法により生ごみを減量、消滅又はたい肥化させる機械で、耐久性があり、かつ、衛生的で水分等が地中に浸透しない構造のものをいう。
- (3) たい肥化容器等 たい肥化容器及び処理機をいう。

(交付の目的)

第3条 補助金は、たい肥化容器等の購入に要する費用を補助することにより、家庭の台所から出る生ごみの自家処理を推進し、もって生ごみの減量化を図ることを交付の目的とする。

(交付の対象)

第4条 補助金は、市内に住所を有する者があらかじめ市長の承認を受けた市内のたい肥化容器等の販売を取り扱う店舗（以下「販売店」という。）からのたい肥化容器等の購入に対して交付し、たい肥化容器にあつては1世帯2台まで、処理機にあつては1世帯1台を交付の対象とする。ただし、補助金の交付の対象となったたい肥化容器等が破損

し、又は故障したことによりこれに代わるたい肥化容器等が必要となった場合は、新たに購入するたい肥化容器等を補助金の交付対象とすることができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) たい肥化容器 購入金額の3分の2以内とし、1台につき7,000円を限度とする。

(2) 処理機 購入金額の3分の2以内とし、5万円(その額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数は切り捨てる。)を限度とする。

(たい肥化容器等の補助金交付手続)

第6条 たい肥化容器等の補助金の交付の請求は、申請者の委任を受けて販売店が行うものとする。

(販売店の承認)

第7条 販売店の承認を受けようとする者は、碧南市生ごみたい肥化容器等販売取扱店承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理し、その内容を適当と認めたときは、碧南市生ごみたい肥化容器等販売取扱店承認書を交付するものとする。

3 第1項の規定は、販売店が前項の承認書の記載内容の変更に係る申請に準用する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか販売店の承認について必要な事項は、市長が定める。

(譲渡等の禁止)

第9条 補助金の申請者は、当該たい肥化容器等を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(協力)

第10条 市長は、補助金交付を受けた者に対し、必要に応じてたい肥化容器等の使用状況及び毎月の処理量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

附 則

(施行年月日)

1 この規程は、平成8年8月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(碧南市生ごみたい肥化促進に関する補助金交付規程の廃止)

2 碧南市生ごみたい肥化促進に関する補助金交付規程(平成2年碧南市公告第46号。

以下「旧規程」という。)は、廃止する。

(施行日前の準備行為)

- 3 この規程による販売店の承認に係る申請書の提出その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

(経過措置)

- 4 この規程の施行の際現に旧規程により販売し、又は販売をあっせんしたたい肥化装置に係る補助金の申請等については、なお従前の例による。

附 則 (平成22年1月20日公告第11号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

○碧南市地域猫不妊・去勢手術費補助金交付規程

〔令和3年3月29日〕
〔公告第66号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、碧南市補助金交付規則（平成元年碧南市規則第28号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、碧南市地域猫不妊・去勢手術費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域猫活動を行う団体の活動を支援することにより飼い主のいない猫の増加を抑制し、地域の生活環境の保全に資することを交付の目的とする。

(定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域猫 市内に生息する猫のうち、特定の飼い主がなく、地域において給餌、トイレの設置及び清掃その他の管理（以下「管理」という。）が適切に行われている猫をいう。
- (2) 地域猫活動 愛知県が策定した所有者のいない猫の適正管理マニュアルに基づき市内において地域猫の適切な管理を行う活動をいう。
- (3) 地域猫活動団体 地域猫活動を行う団体をいう。
- (4) 不妊・去勢手術 獣医師が地域猫に対して行う不妊手術（卵巣又は卵巣及び子宮を摘出する手術をいう。以下同じ。）又は去勢手術（精巣を摘出する手術をいう。以下同じ。）をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金は、地域猫活動団体のうち、次条第2項の規定により登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）を交付の対象とする。

(登録の申請等)

第5条 登録団体の承認を受けようとする地域猫活動団体は、地域猫活動団体登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 地域猫活動団体の構成員の住所及び氏名が分かるもの
- (2) 地域猫活動を行う地域の代表、土地所有者等の承諾書

(3) 地域猫活動に係る誓約書

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その適否について地域猫活動団体登録承認・不承認通知書により当該申請書を提出した地域猫活動団体の代表者に通知するものとする。

3 登録団体は、団体を解散したとき又は次に掲げる事項に変更があったときは、地域猫活動団体解散・登録事項変更届により市長に届け出なければならない。この場合において、第3号に掲げる事項を変更するときは第1項第1号の書類を、第4号に掲げる事項を変更するときは第1項第2号の書類を添えるものとする。

(1) 団体名

(2) 団体の代表者に関する事項

(3) 構成員に関する事項

(4) 活動場所

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書により、当該登録団体の代表者にその旨を通知するものとする。

(1) 登録団体の活動が地域猫活動に該当しないとき。

(2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なるとき。

(3) その他市長が登録を不相当と認めるとき。

(補助対象事業)

第7条 補助金の交付の対象となる事業は、登録団体が管理を行う地域猫に不妊・去勢手術を行い、当該猫に手術済みであることを識別できる措置を行う事業とする。

(補助金の額等)

第8条 補助金は、前条の不妊・去勢手術に要する費用を交付の対象とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

(1) 不妊手術 1匹につき10,000円

(2) 去勢手術 1匹につき5,000円

(交付の申請等)

第9条 補助金の交付を受けようとする登録団体は、地域猫不妊・去勢手術費補助金交付申請書兼請求書（以下「申請書」という。）に不妊・去勢手術に要した費用の

領収書の写しを添えて、当該不妊・去勢手術を行った日の属する月の翌月の末日又は補助金の交付を受けようとする年度の末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、規則第10条の規定による実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けた登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第6条に規定する登録の取消事由に該当すると認められるとき。

(3) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

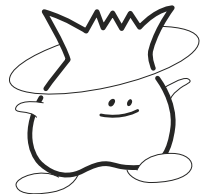
2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用があるものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。



令和7年度

ごみカレンダー

●裏面もご覧ください。

燃やすことのできるごみ
当日の朝8時30分までに出してください

生ごみ（料理くず、残飯等）、ビニール、ラップ、ゴム、再生のきかない紙くずや布くず
革製品（くつ、かばん、ベルト等）、小枝、草、紙おむつなど

毎週 月・木曜日
市北部地域

毎週 火・金曜日
市南部地域

1月1日(木)・1月2日(金)は
収集いたしません

相生町、旭町、浅間町、油漕町、荒居町、荒子町、井口町、池下町、植出町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、尾城町、笹田町、金山町、神有町、上町、神田町、雁道町、北浦町、北町、久沓町、源氏神明町、向陽町、湖西町、幸町、坂口町、笹山町、三度山町、島池町、清水町、照光町、白沢町、白砂町、城山町、新川町、新道町、末広町、洲先町、住吉町、千福町、宝町、竹原町、田尻町、立山町、鶴見町、天神町、道場山町、鳥追町、中後町、中山町、縄手町、西山町、二本木町、野銭町、浜尾町、半崎町、東山町、平山町、広見町、吹上町、福清水町、札木町、踏分町、古川町、平和町、堀方町、松江町、松原町、丸山町、見合町、緑町、宮後町、桃山町、屋敷町、山神町、山下町、用久町、六軒町、若水町、鷺塚町、鷺林町

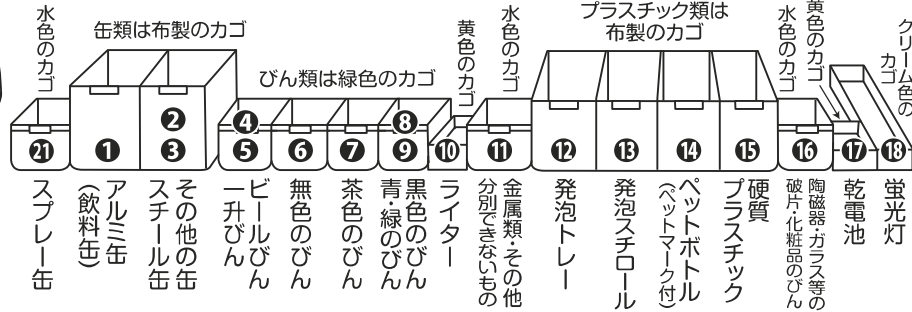
雨池町、石橋町、伊勢町、稲荷町、入船町、江口町、大堤町、大浜上町、音羽町、春日町、霞浦町、亀穴町、河方町、川口町、川端町、栗山町、源氏町、鴻島町、小屋下町、権現町、権田町、栄町、作塚町、沢渡町、三角町、三間町、汐田町、塩浜町、潮見町、志貴崎町、志貴町、下洲町、善明町、棚尾本町、築山町、天王町、中江町、中田町、中町、中松町、錦町、西浜町、日進町、野田町、羽根町、浜田町、浜寺町、東浦町、伏見町、舟江町、平七町、本郷町、前浜町、松本町、岬町、港本町、三宅町、宮町、矢縄町、弥生町、葭生町、流作町、若松町、若宮町

●袋の口は持ち手でしっかりしばってください。口閉じにガムテープやひもを使用しないでください。 ●ごみの集積にご協力をお願いします。
●碧南市指定の収集袋で決められた道路に出しましょう。 ●草、枯れ葉などのごみは、木曜日又は金曜日での排出にご協力をお願いします。

資源となるごみ・埋立てごみ・特別ごみ 朝6時30分から8時30分の間に出してください

	7年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
新川(東部)地区 千福、浜尾、東山、西山	7(金) 21(金)	4(金) 18(金)	2(金) 16(金)	6(金) 20(金)	4(金) 18(金)	1(金) 15(金)	5(金) 19(金)	3(金) 17(金)	7(金) 21(金)	5(金) 19(金) 30(火)	16(金)	6(金) 20(金)	6(金) 20(金)	3(金) 17(金)
新川(西部)地区 久沓、田尻、西松江、東松江、鶴ヶ崎	4(火) 18(火)	1(火) 15(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	1(火) 15(火)	5(火) 19(火)	2(火) 16(火)	7(火) 21(火)	4(火) 18(火)	2(火) 16(火)	6(火) 20(火)	3(火) 17(火)	3(火) 17(火)	7(火) 21(火)
中央(東部)地区 道場山、中山	14(金) 28(金)	11(金) 25(金)	9(金) 23(金)	13(金) 27(金)	11(金) 25(金)	8(金) 22(金)	12(金) 26(金)	10(金) 24(金)	14(金) 28(金)	12(金) 26(金)	9(金) 23(金)	13(金) 27(金)	13(金) 27(金)	10(金) 24(金)
中央(西部)地区 天王	12(水) 26(水)	9(水) 23(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	9(水) 23(水)	13(水) 27(水)	10(水) 24(水)	8(水) 22(水)	12(水) 26(水)	10(水) 24(水)	14(水) 28(水)	11(水) 25(水)	11(水) 25(水)	8(水) 22(水)
大浜(北部)地区 大浜上、大浜中	13(木) 27(木)	10(木) 24(木)	8(木) 22(木)	12(木) 26(木)	10(木) 24(木)	14(木) 28(木)	11(木) 25(木)	9(木) 23(木)	13(木) 27(木)	11(木) 25(木)	8(木) 22(木)	12(木) 26(木)	12(木) 26(木)	9(木) 23(木)
大浜(南部)地区 大浜下	6(木) 20(木)	3(木) 17(木)	1(木) 15(木)	5(木) 19(木)	3(木) 17(木)	7(木) 21(木)	4(木) 18(木)	2(木) 16(木)	6(木) 20(木)	4(木) 18(木) 29(月)	15(木)	5(木) 19(木)	5(木) 19(木)	2(木) 16(木)
旭(南部)地区 伏見屋区、平七区、家下、砂子、流作町全域	11(火) 25(火)	8(火) 22(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	8(火) 22(火)	12(火) 26(火)	9(火) 23(火)	14(火) 28(火)	11(火) 25(火)	9(火) 23(火)	13(火) 27(火)	10(火) 24(火)	10(火) 24(火)	14(火) 28(火)
旭(北部)地区 鷺塚、鷺林、旭、西部、神有、天神、鷺塚住宅	5(水) 19(水)	2(水) 16(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	2(水) 16(水)	6(水) 20(水)	3(水) 17(水)	1(水) 15(水)	5(水) 19(水)	3(水) 17(水)	7(水) 21(水)	4(水) 18(水)	4(水) 18(水)	1(水) 15(水)
西端地区 全域														

ステーションでは右の図のようにカゴが並んでいます。

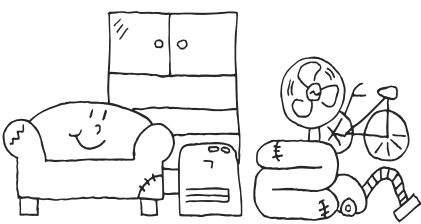


- 紙類・布類は、雨天は収集できません。
- 紙類は種類別にひとりでばってください。
- 布類は袋に入れるかひとりでばってください。

19 新聞紙(折込チラシ) 段ボール 紙バック その他(雑誌含む)
紙類

20 布類

粗大ごみ 電化製品、寝具類、家具類、自転車、その他 朝6時30分から8時30分の間に出してください



	7年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	8年1月	2月	3月	4月
中央地区(中部公民館)、旭(南部)地区(日進公民館)	5(水)	2(水)	7(水)	4(水)	2(水)	6(水)	3(水)	1(水)	5(水)	3(水)	7(水)	4(水)	4(水)	1(水)
新川地区(新川公民館)、棚尾地区(ものづくりセンター)	12(水)	9(水)	14(水)	11(水)	9(水)	13(水)	10(水)	8(水)	12(水)	10(水)	14(水)	11(水)	11(水)	8(水)
大浜地区(大浜公民館)(南部市民プラザ西)	19(水)	16(水)	21(水)	18(水)	16(水)	20(水)	17(水)	15(水)	19(水)	17(水)	21(水)	18(水)	18(水)	15(水)
旭(北部)地区(鷺塚公民館)、西端地区(油ヶ瀬園地駐車場)	26(水)	23(水)	28(水)	25(水)	23(水)	27(水)	24(水)	22(水)	26(水)	24(水)	28(水)	25(水)	25(水)	22(水)

●種類別に分けて出してください。●ふとん類は雨天は回収できません。

クリーンセンター衣浦 年末年始を除く、月から金曜日の朝8時30分から11時30分 及び 13時00分から16時30分の受付

一時的に多量にでる家庭ごみ(引越し、庭木剪定、草刈等のごみ)、事業系ごみ(会社や商店、飲食店からでる一般廃棄物)は、クリーンセンター衣浦に持ち込むか、一般廃棄物処理業の許可業者に処理を依頼してください。なお、暴風警報の発令や火災などの事故があった場合は受付を休止します。

受入れ方法



- 2トン以下の自動車(ロングワイドボディ車は除く。自動二輪車、自転車、徒歩は不可)で持ち込んでください。
- 家庭ごみを持ち込む場合は、100kgまで無料、100kgを超えた部分は10kgにつき50円の使用料が必要になります。
- 可燃ごみに、マッチやライター、スプレー缶、ガスボンベ、リチウムイオン電池を含む小型家電などの火災の原因になるものを混入させないでください(搬入する場合は係員の指示に従ってください)。

次のものは市及びクリーンセンター衣浦では受け付けできません。

産業廃棄物、分別していないごみ、プロパンガスボンベ、バッテリー、揮発油・軽油・灯油・重油等の石油製品、油又は塗料の入っている缶、消火器、劇薬、農薬、農機具、オートバイ、テレビ、洗濯機・乾燥機、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、タイヤ、ボウリングの球、耐火金庫 等

★クリーンセンター衣浦 ごみの特別搬入受付 5月25日、7月20日、9月21日、11月16日、12月28日、1月18日、3月15日 受付時間は朝8時30分から11時30分。＊12月28日は13時から16時30分も受け付けします。

● ごみについてのお問い合わせは ● 碧南市環境課 TEL.0566-95-9899(直通) クリーンセンター衣浦 TEL.0566-41-3479

荒天時におけるごみ収集について

燃やすことのできるごみ（市指定袋）の収集

●暴風警報・避難情報が発令された場合・積雪の場合

- 台風接近時など荒天時のごみ出しは危険です。また、ごみの飛散にもなるため、できる限りごみ出しは控えてください。
- 発令中（積雪も同様）でも安全確認をしながらごみ収集をしますが、状況により中止する場合があります。

●ごみ出しの際のお願い

- 中止となった場合は、いったんごみ袋を出しても、できる限り引き下げ、次の収集日に出してください。代替の収集はしません。
- 荒天時や中止時の次の収集は、普段とは収集時間帯が異なりますので、朝8時30分までのごみ出しにご協力ください。

避難情報とは

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保があり、いずれも市が発令します。『高齢者等避難』は避難に時間を要する人は避難を、『避難指示』はいずれの人も安全な場所に避難する状況です。『緊急安全確保』は直ちに安全な場所で命を守る行動をとる状況です。

資源ごみステーション・粗大ごみステーション

●ステーションの開設を中止する場合

- 当日の午前6時、またはステーション開設中に暴風警報・避難情報が発令された場合は中止します。実施時間中に解除されても当日は開設しません。
- 前日に暴風警報・避難情報が発令されて、資源ごみステーション開設資材の配布ができない場合は中止します。

●代替日について

資源ごみステーション

代替日は設けません。
（次回、実施される資源ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。）

粗大ごみステーション

代替日は設けません。
（別日に実施される近隣地区の粗大ごみステーションかクリーンセンター衣浦をご利用ください。）

●埋立てごみの排出方法について 下記の説明は、家庭から出た埋立てごみを対象にしています。事業系のごみ、産業廃棄物は扱いません。

- 1 埋立てごみの排出場所……… 資源ごみステーションに持ち込んでください。（『⑩陶磁器・ガラス等の破片・化粧品等のびん』のカゴに出してください。）
- 2 排出できる埋立てごみの量… 資源ごみステーションで出すことができる埋立てごみは、一斗缶で3杯までです。
それ以上の多量の埋立てごみは受け取りません。廃棄物処理業者等に依頼してください。
- 3 埋立てごみの種類……… (1)陶磁器・ガラス等の破片 (2)レンガ・瓦の砕いたもの(こぶし大の大きさにしてください。)
(3)ブロック・コンクリート・石の砕いたもの(こぶし大の大きさにしてください。) (4)園芸等の不要となった土砂
(5)日曜大工に伴う壁土等 (6)その他

●なぜごみの分別をしているのか

ごみをごみとして捨てるのではなく、まだ使えるものを分別することによって、限りある資源を有効に使い、また、ごみそのものを減らすことにより、焼却場や埋立地を少しでも長く使えるようにするためです。ごみの処理施設をつくるためには、多額のお金が必要となるうえ、場所もなかなか見つからないという問題もあります。このような理由から、ごみ減量・リサイクルを推進するために、ごみの分別をお願いしています。

碧南市の令和5年度収集処理の実績は下記URLまたは右のQRコードから見ていただけます。
(https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/keizai_kankyo/kankyo/public_relations/4400.html)



●ごみ分別無料アプリ「さんあ〜る」

スマートフォンにアプリをダウンロードすればいつでもどこでもお住いの地区のごみに関する情報を見ることができます。

機能一覧

- ・ごみカレンダー
お住いの地区の燃やすことのできるごみ、資源ごみの収集日を確認できます。アラームで事前にお知らせする機能もあります。
- ・資源ごみステーションの地図
各地区で開設される資源ごみステーションの地図を見ることができます。ステーションまでの経路や道案内も可能です。
- ・分別帳
ごみの品目名から、分別方法を検索できます。
- ・インフォメーション
ごみに関する情報を見ることができます。

アプリのダウンロードは下記のQRコードから
※アプリの利用料は無料ですが、通信料は自己負担です。



QRコード (iOS)



QRコード (Android)

